

那 霸 市 公 報

第 1 9 0 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示 (道路管理課) 4
- 市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示 (道路管理課) 7
- 市道路線の供用開始に関する告示 (道路管理課) 11
- 那覇市保健所手数料収納業務、総合案内業務及び食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について (生活衛生課) 24
- 那覇市保育所保育料等の収入事務委託について (こどもみらい課) 25
- 令和 7 年度那覇市一般会計補正予算 (第 8 号) (財政課) 26
- 令和 7 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算 (第 1 号) (財政課) 44
- 令和 8 年度那覇市一般会計予算 (財政課) 46
- 令和 8 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算 (財政課) 62
- 令和 8 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号) (財政課) 65
- 令和 7 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) (ちゃーがんじゅう課) 68
- 令和 8 年度那覇市介護保険事業特別会計予算 (ちゃーがんじゅう課) 74
- 令和 7 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) (国民健康保険課) 80
- 令和 7 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) (国民健康保険課) 85
- 令和 8 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算 (国民健康保険課) 89
- 令和 8 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算 (国民健康保険課) 95
- 令和 7 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号) (まちなみ整備

課)	99
○令和 7 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第 2 号) (まちなみ整備課)	101
○令和 8 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算 (まちなみ整備課)	102
○令和 8 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算 (まちなみ整備課)	104
○令和 7 年度那覇市水道事業会計補正予算(第 4 号) (上下水道局企画経営課)	105
○令和 7 年度那覇市下水道事業会計補正予算(第 1 号) (上下水道局企画経営課)	107
○令和 8 年度那覇市水道事業会計予算 (上下水道局企画経営課)	109
○令和 8 年度那覇市下水道事業会計予算 (上下水道局企画経営課)	112
○令和 8 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画について (環境政策課)	115

◇ 公 告 ◇

○都市計画(那覇広域都市計画道路事業)の図書の写しの縦覧について (都市計画課)	130
○都市計画(那覇広域都市計画都市高速鉄道事業)の図書の写しの縦覧について (都市計画課)	131
○都市計画(那覇広域都市計画下水道)の図書の写しの縦覧について (都市計画課)	132
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	133
○都市計画(那覇広域都市計画公園)の図書の写しの縦覧について (都市計画課)	134
○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画変更について (まちなみ整備課)	135
○スマートフォン通信サービス利用契約に係る制限付一般競争入札の実施について (保護管理課)	136

◇ 消防局訓令 ◇

○那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令	138
----------------------------------	-----

○那覇市消防救助隊規程等の一部を改正する訓令……………	143
○那覇市消防署勤務規程の一部を改正する訓令……………	146
○大隊指揮隊の試行に伴う勤務等の特例に関する規程を廃止する訓令……………	149

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……………	150
○令和 8 年度水道メーターの賠償額について……………	151

◇教育委員会規則◇

○独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の一部を改正する規則……………	153
--	-----

◇教育委員会訓令◇

○那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………	155
------------------------------------	-----

◇監査委員公表◇

○令和 7 年度後期定期監査の結果について (公表) ……………	157
----------------------------------	-----

告 示

那覇市告示第 568 号
令和 8 年 3 月 10 日
掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定及び供用開始する。

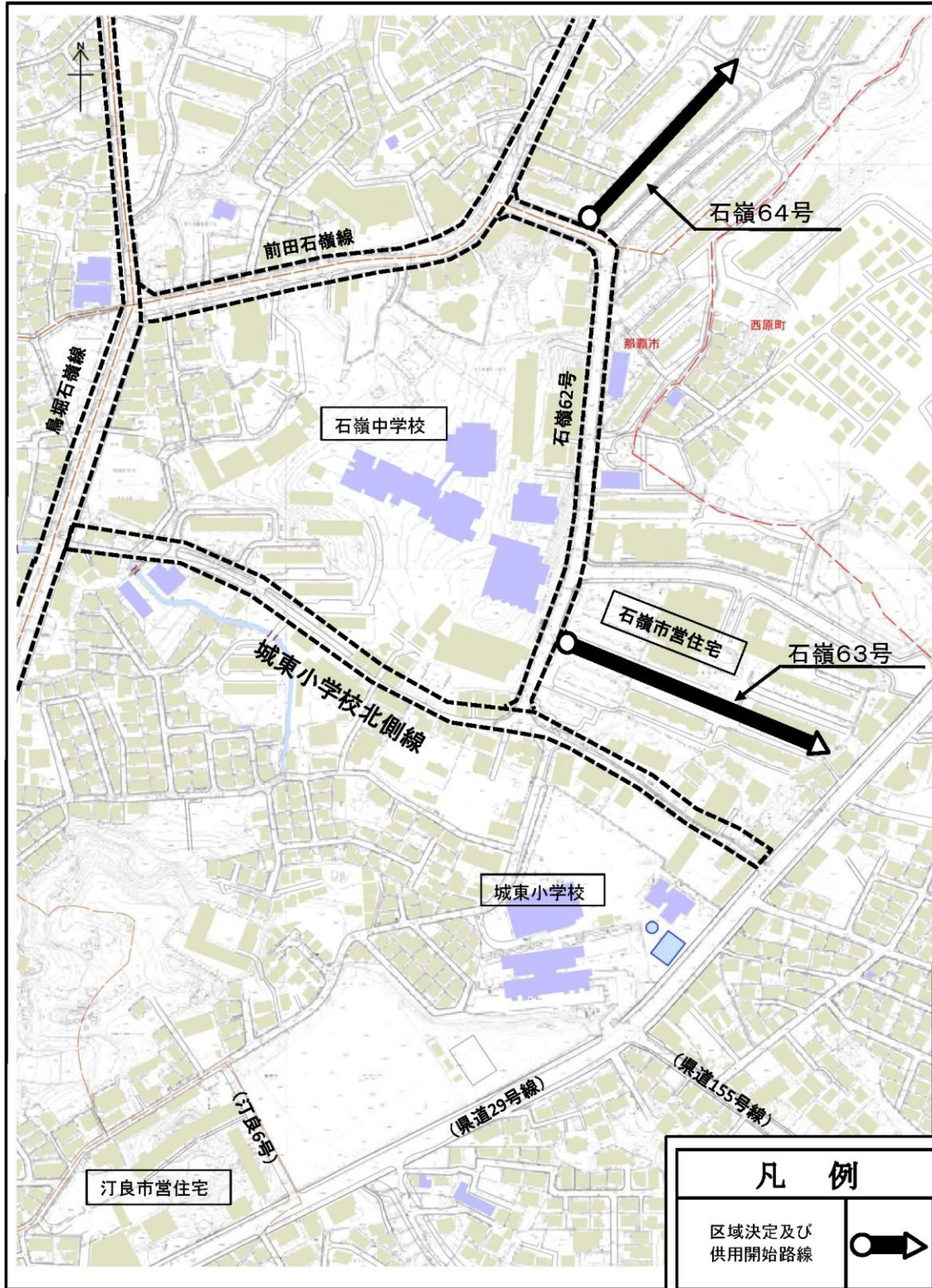
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

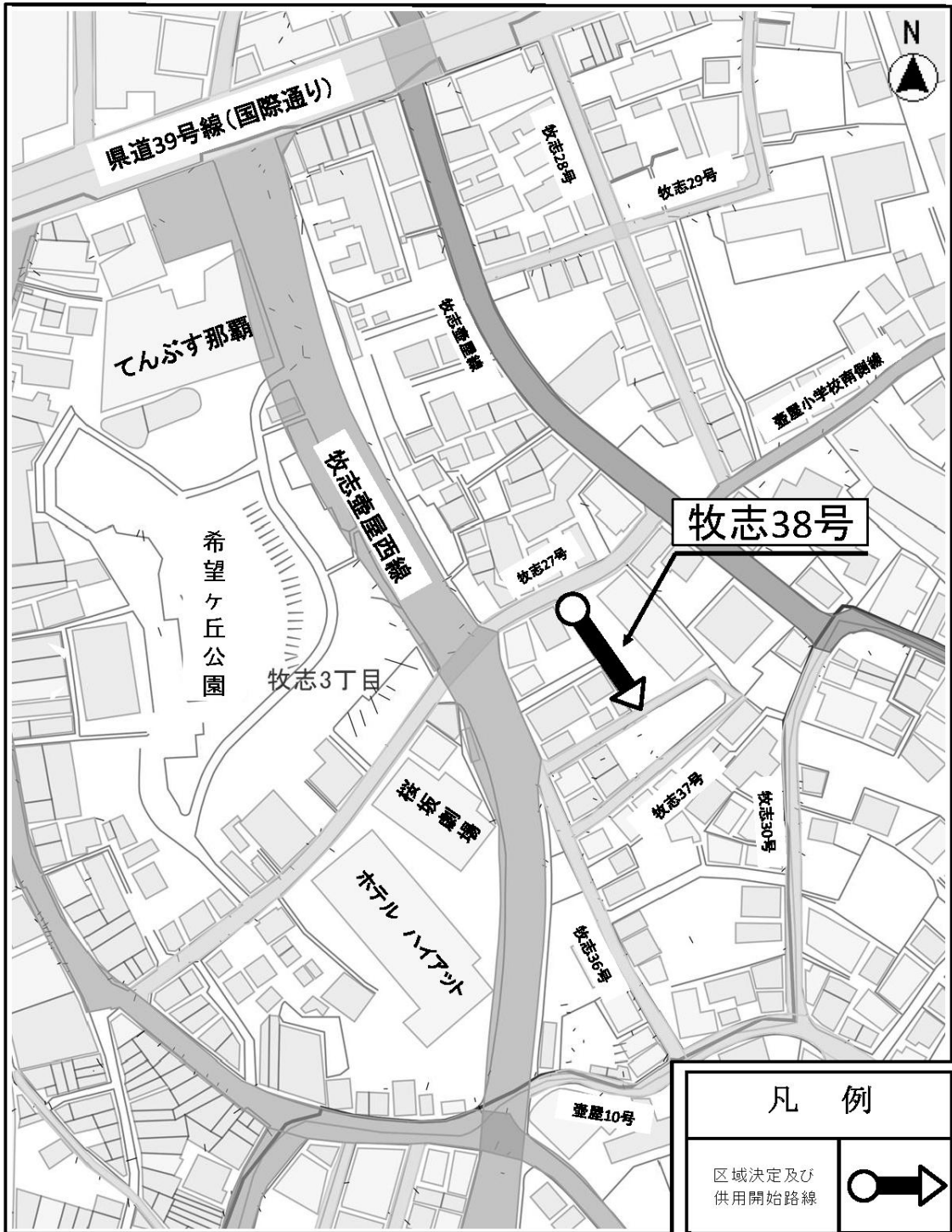
1. 区域決定及び供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
2368	石嶺 63 号	首里石嶺町 2 丁目 70-2 ~ 首里石嶺町 2 丁目 132	199.5m	10.5	
2378	石嶺 64 号	首里石嶺町 4 丁目 335 番 3 号~ 首里石嶺町 4 丁目 335 番	143.6	10.5	
2385	牧志 38 号	牧志三丁目 220 番~ 牧志三丁目 219 番 1	41.1	4.0	

市道の区域決定及び供用開始位置図(参考図①)



市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図②)



那覇市告示第 569 号
令和 8 年 3 月 10 日
掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始する。

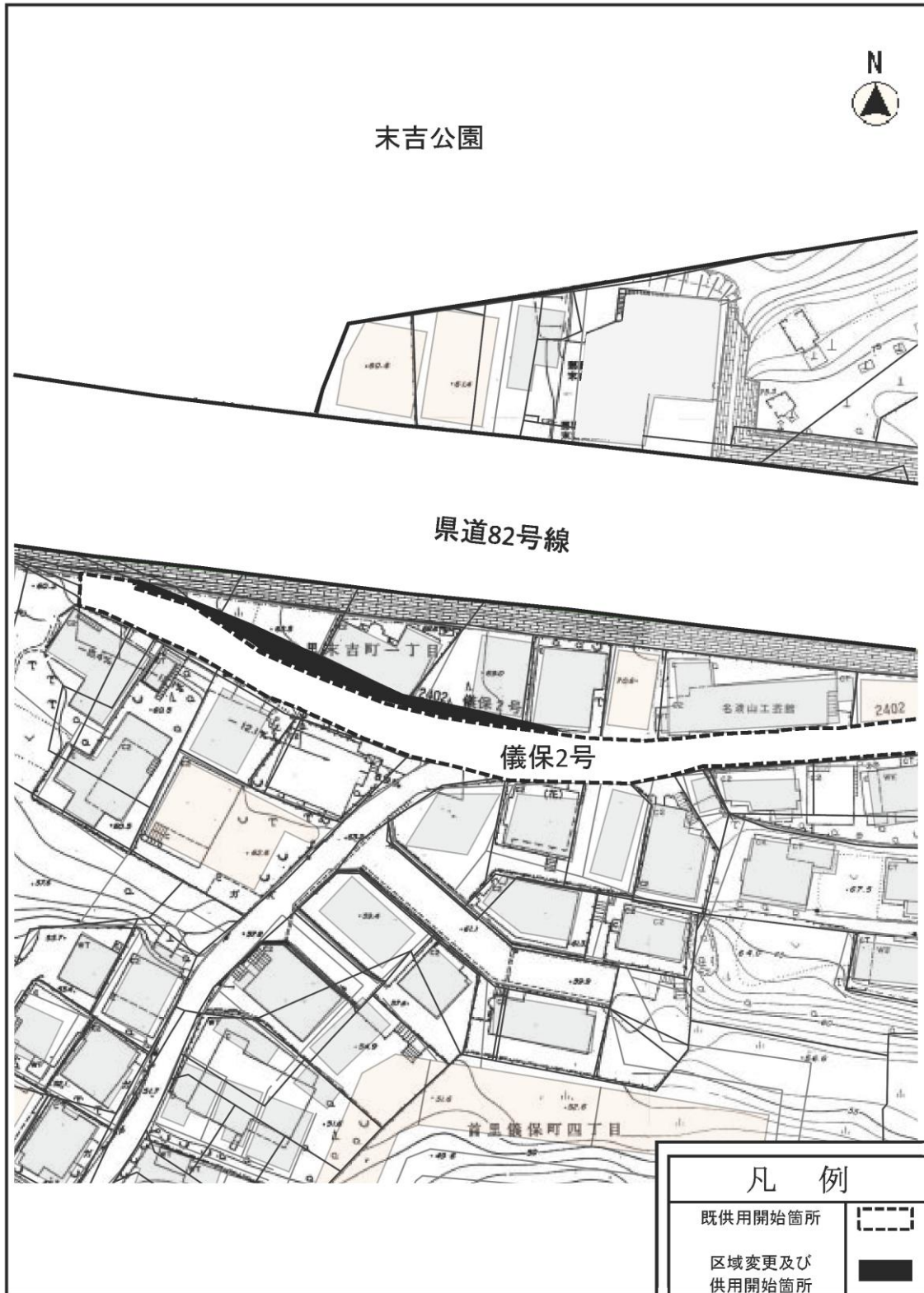
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

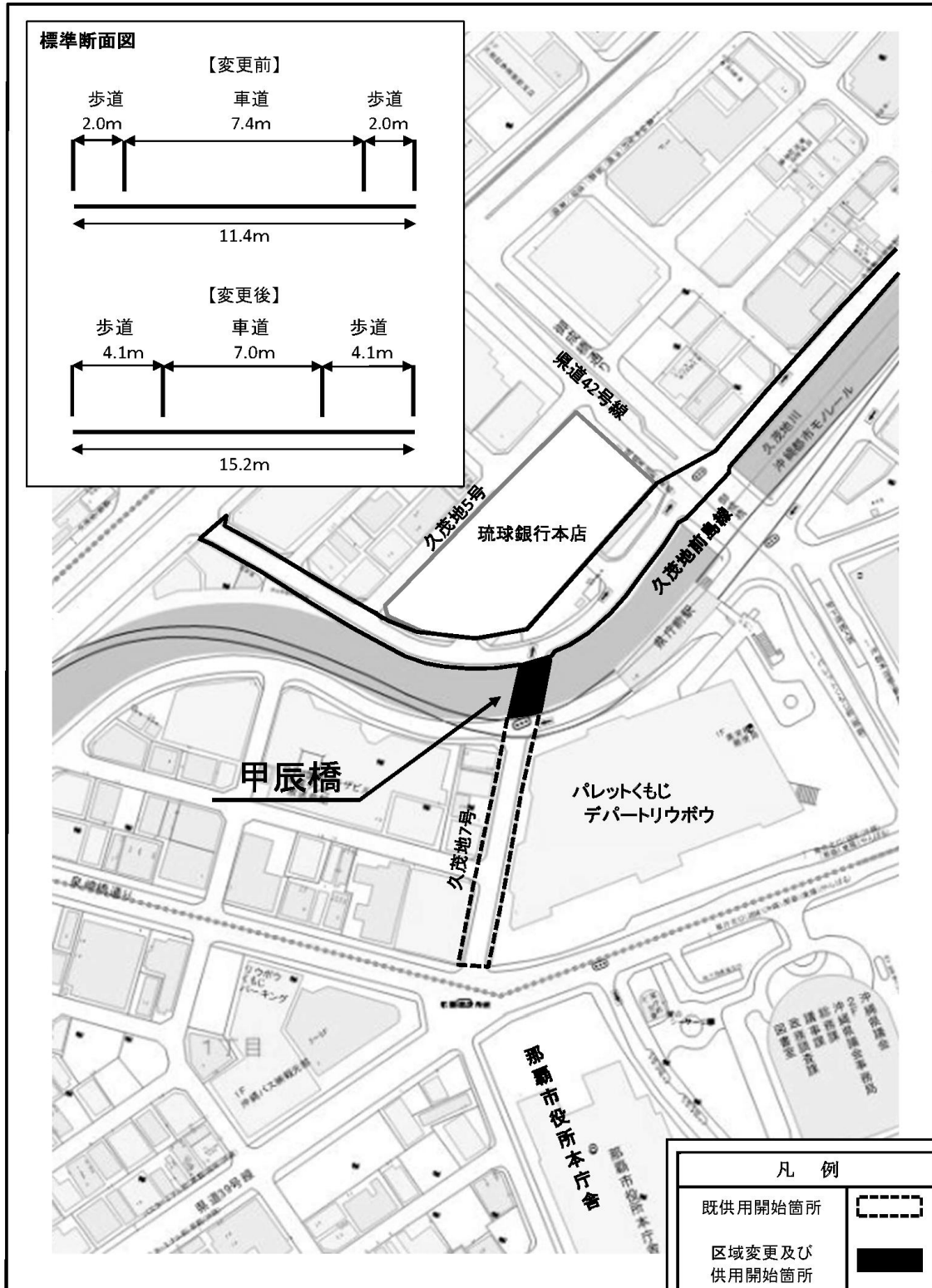
1. 区域変更及び供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
288	儀保 2 号	首里儀保町 4 丁目 77 番～ 首里儀保町 4 丁目 79 番	38.0	5.1～ 10.04	
565	久茂地 7 号	久茂地 1 丁目 5 番 1～ 久茂地 1 丁目 4 番 8	84.0	13.0～ 12.0	甲辰橋の区域変更 及び供用開始
1444	樋川中央線	樋川 1 丁目 358 番 1～ 樋川 1 丁目 84 番 7	706.3	2.7～ 10.9	

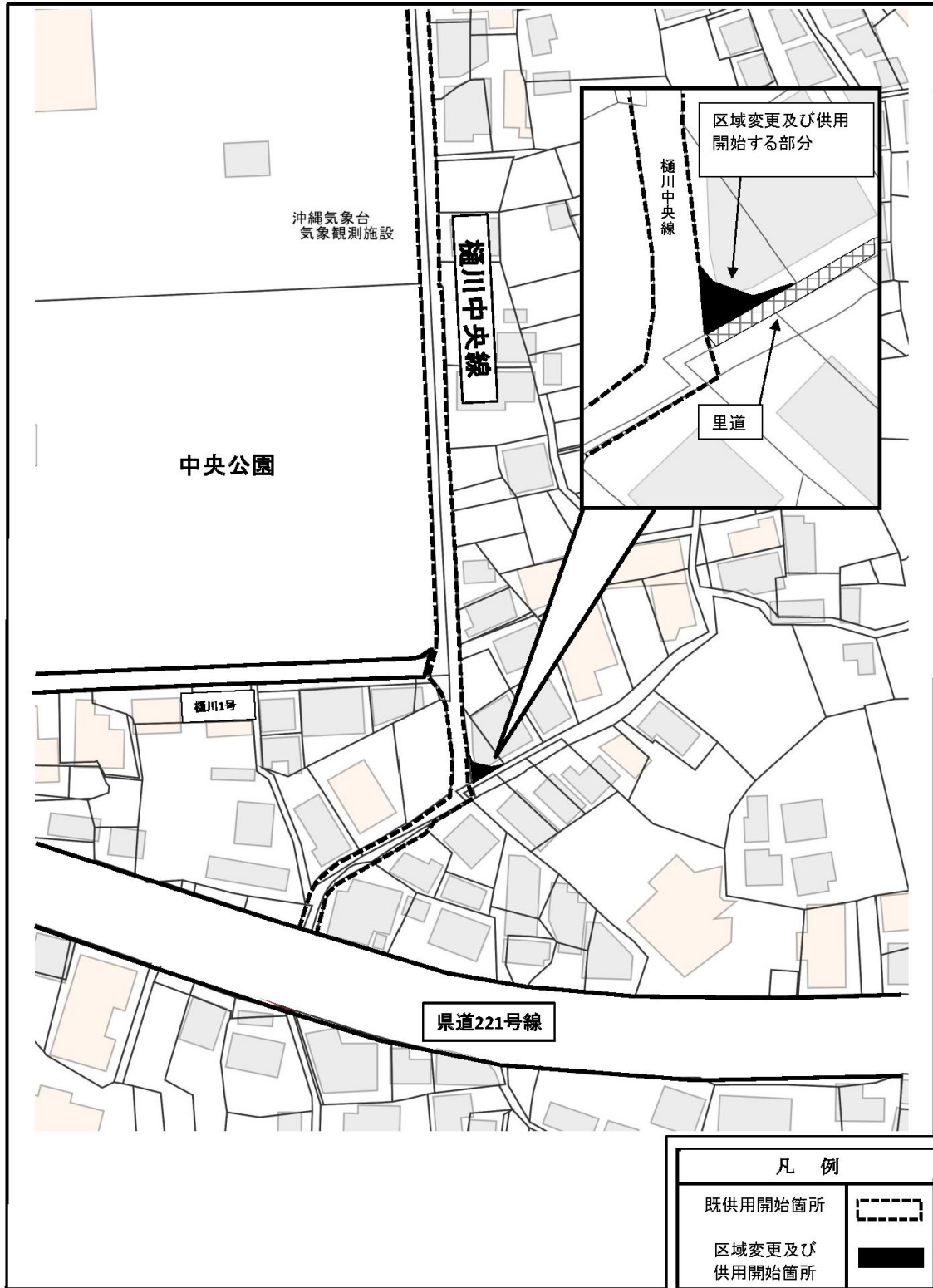
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図①)



市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図②)



市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図③)



那覇市告示第 570 号
令和 8 年 3 月 10 日
掲 示 済

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように供用開始する。

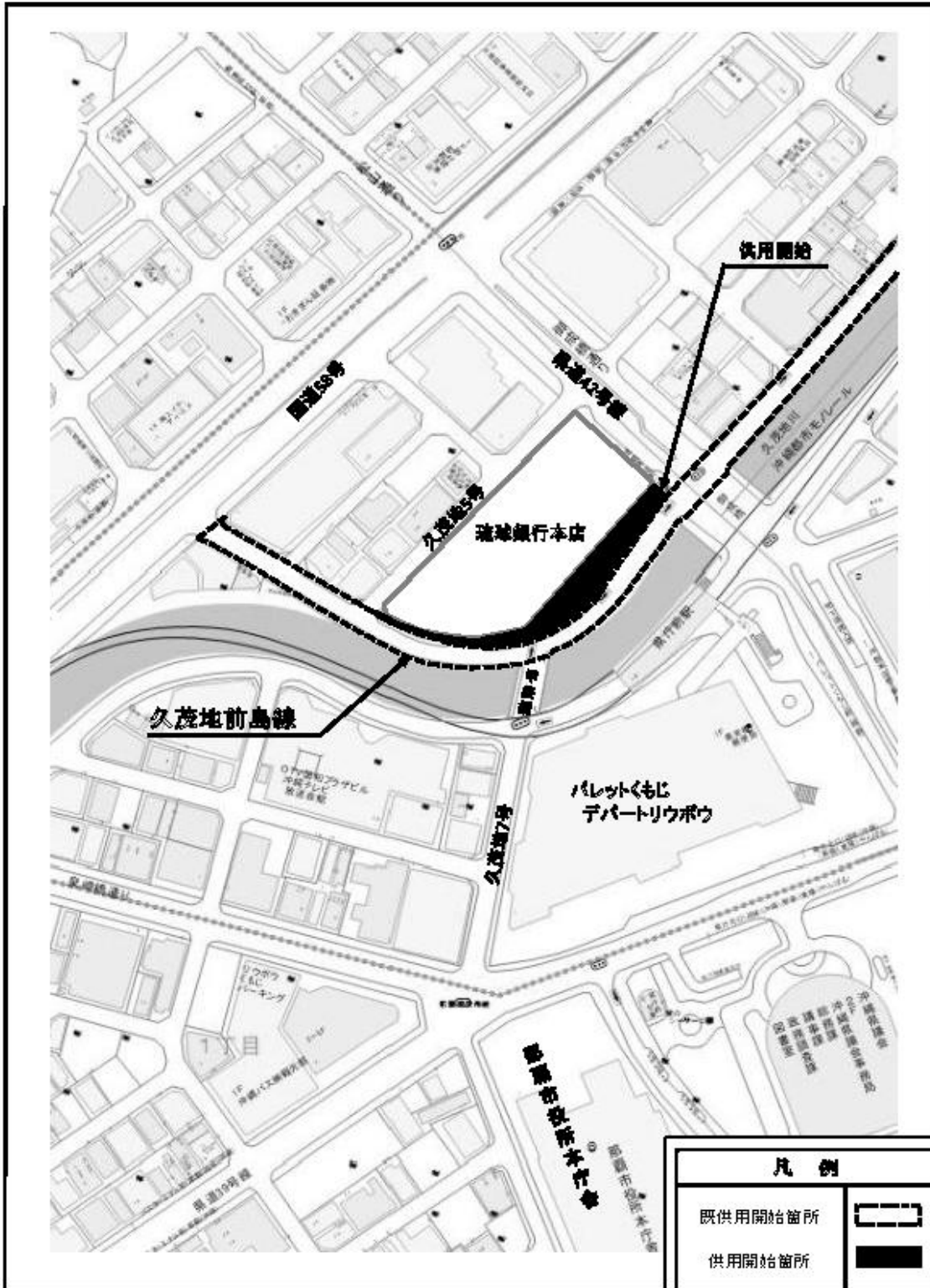
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

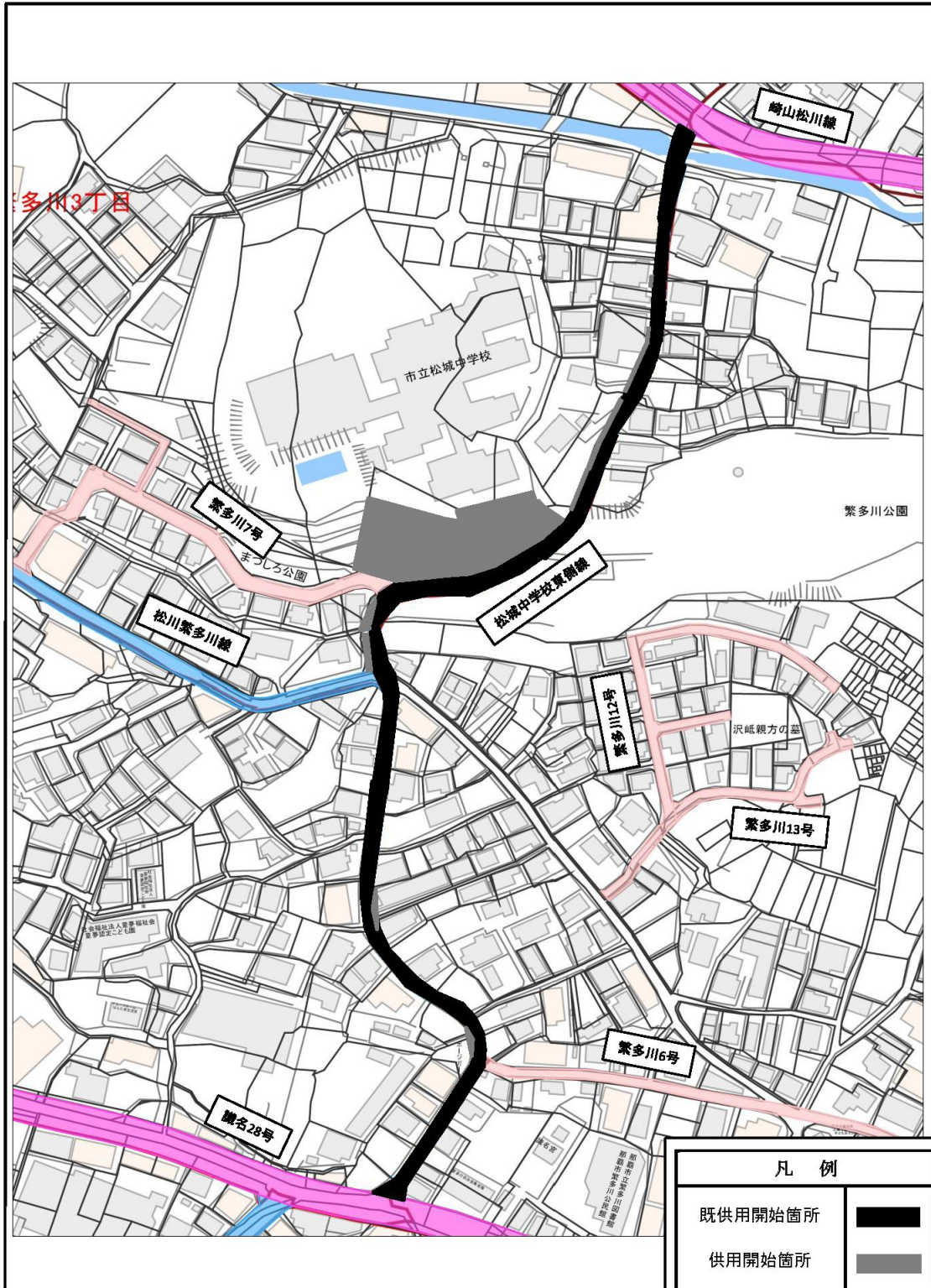
1. 供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
18	久茂地前島線	久茂地 1 丁目 9 番 1 ~ 牧志 2 丁目 247 番 3	1471.4	9.1~ 19.6	
110	松城中学校東 側線	繁多川 3 丁目 191 番 2 ~ 繁多川 2 丁目 4 番	564.8	3.4~ 38.0	
563	久茂地 5 号	久茂地 1 丁目 13 番 1 ~ 久茂地 1 丁目 11 番 1	115.5	7.3~ 7.6	
1222	山下 12 号	字小禄 1535 番 ~ 山下町 250 番 1	209.6	0.8~ 4.0	
2015	金城 11 号	首里寒川町 1 丁目 76 番 3 ~ 首里金城町 2 丁目 101 番 1	410.0	5.7~ 16.0	
2109	牧志 37 号	牧志 3 丁目 228 番 5 ~ 牧志 3 丁目 228 番 3	130.0	4.0	

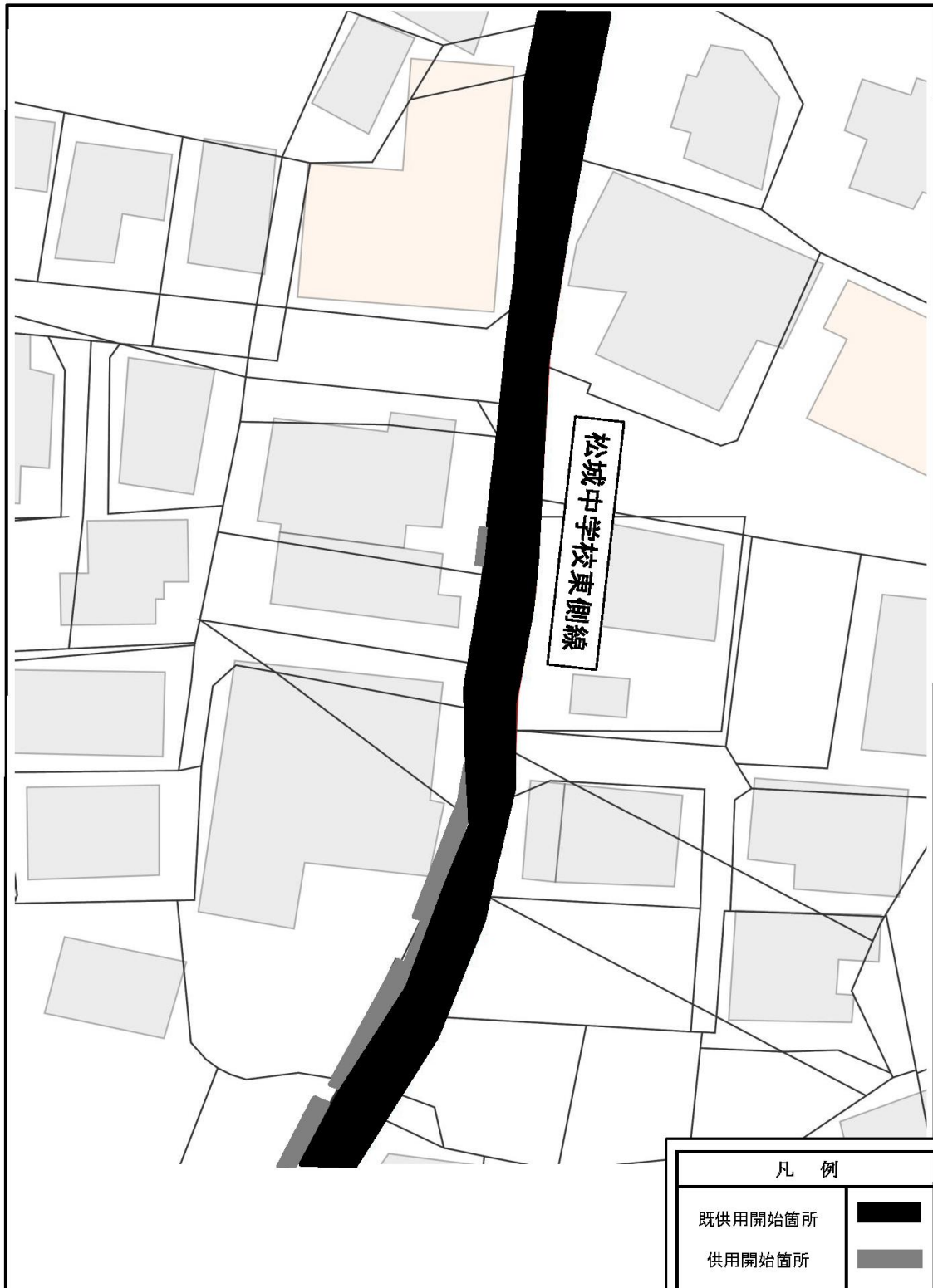
市道路線の供用開始位置図(参考図①)



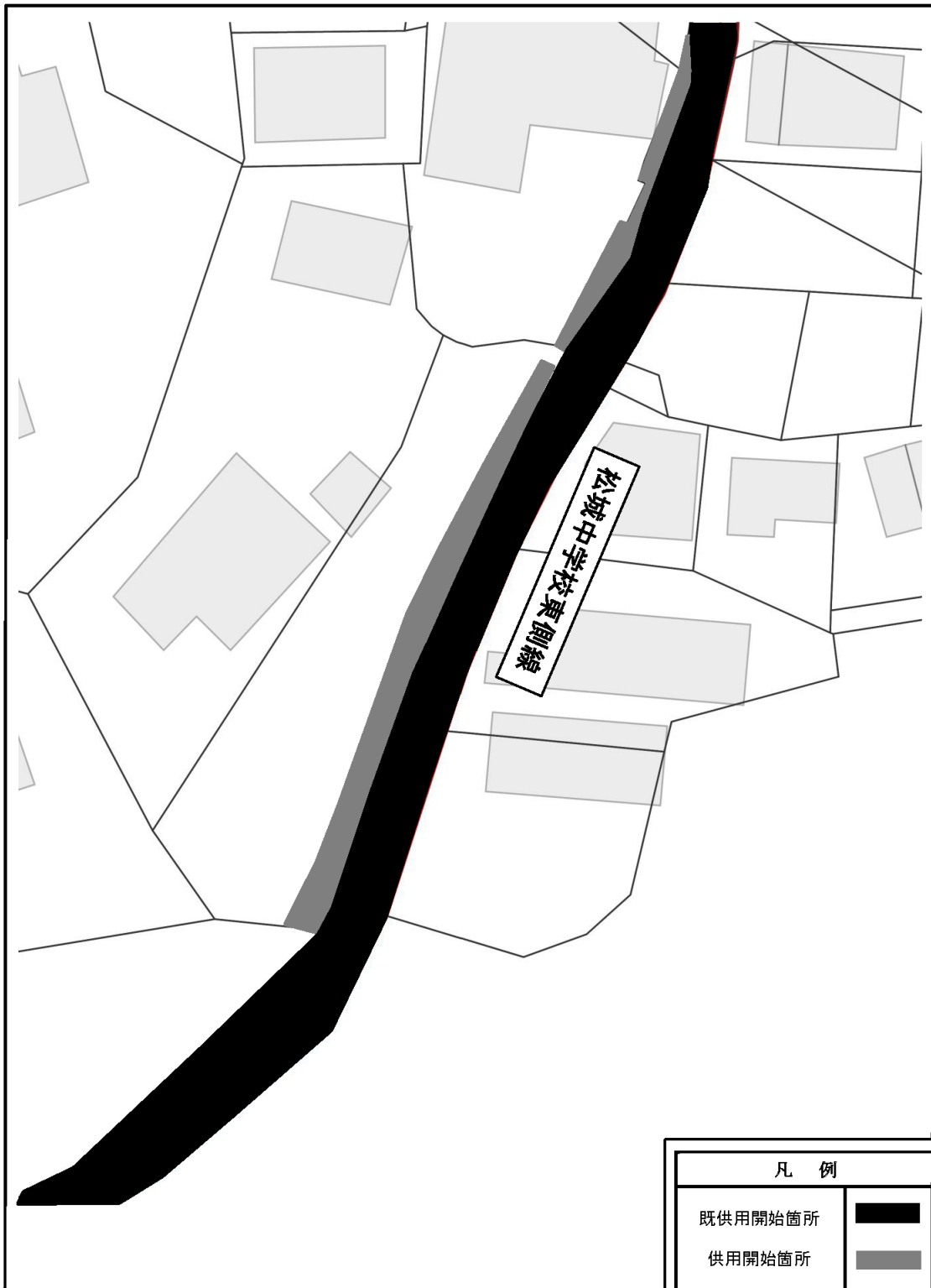
市道路線の供用開始位置図(参考図②-1)



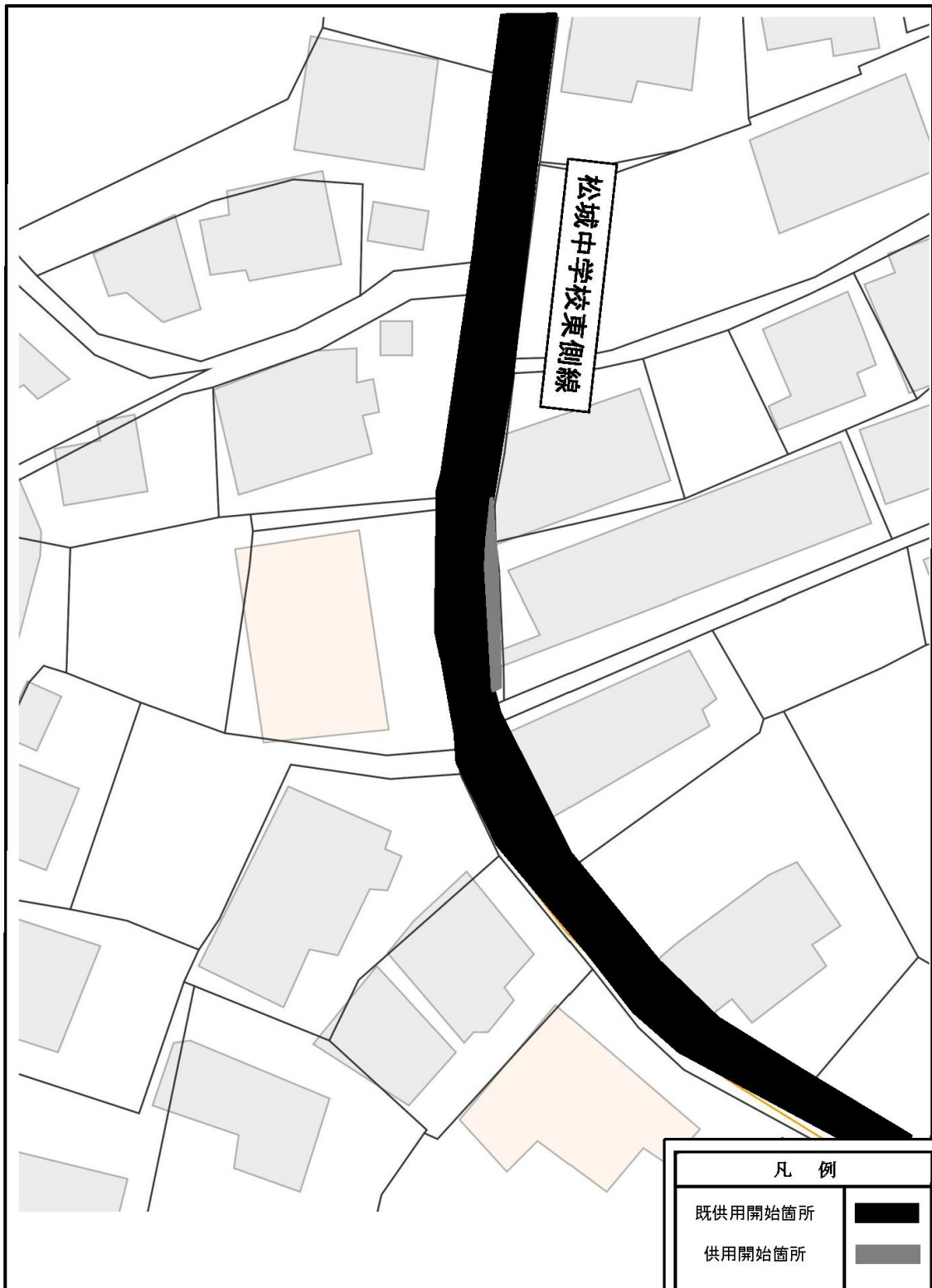
市道路線の供用開始位置図(参考図②-2)



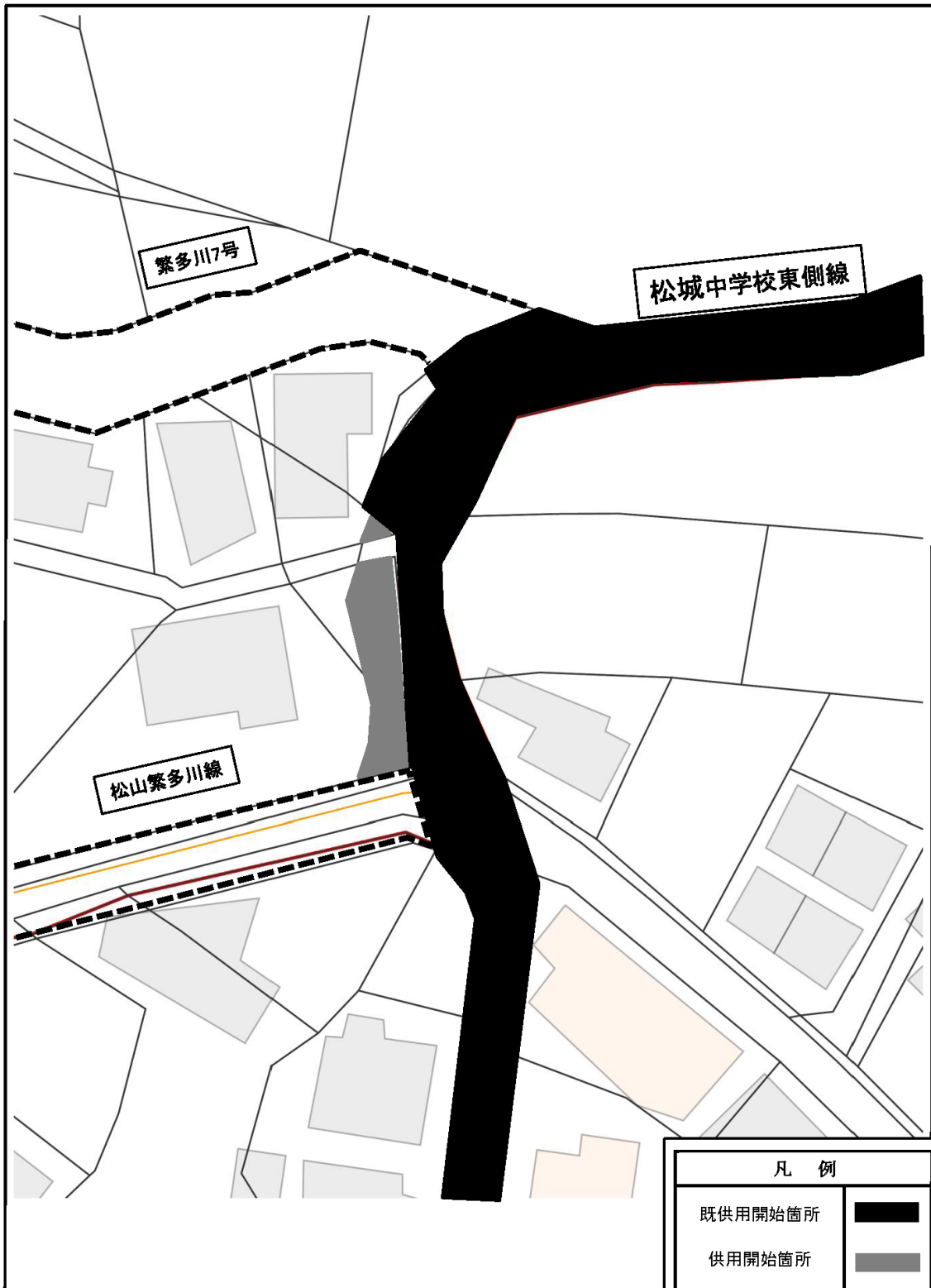
市道路線の供用開始位置図(参考図②-3)



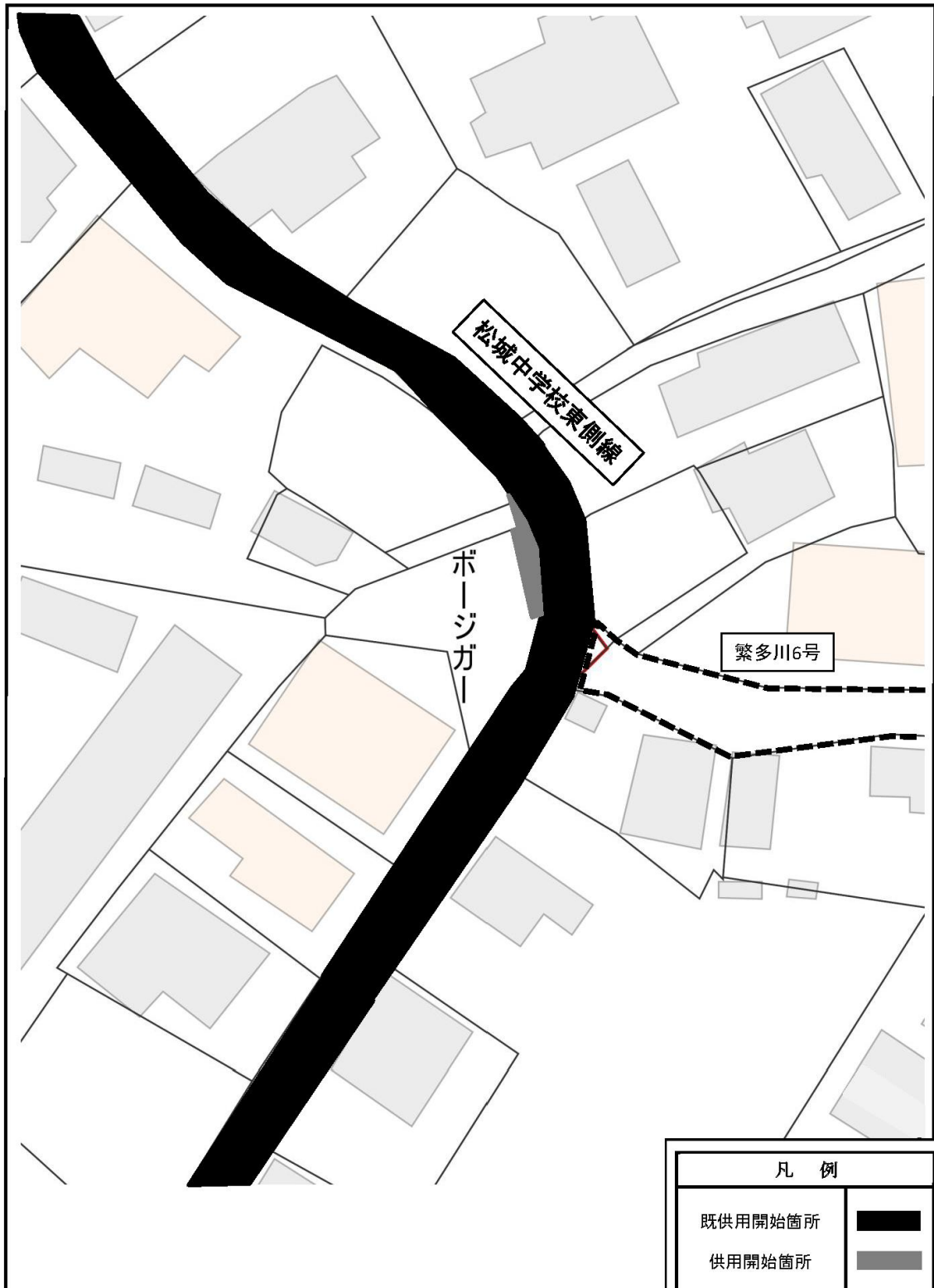
市道路線の供用開始位置図(参考図②-4)



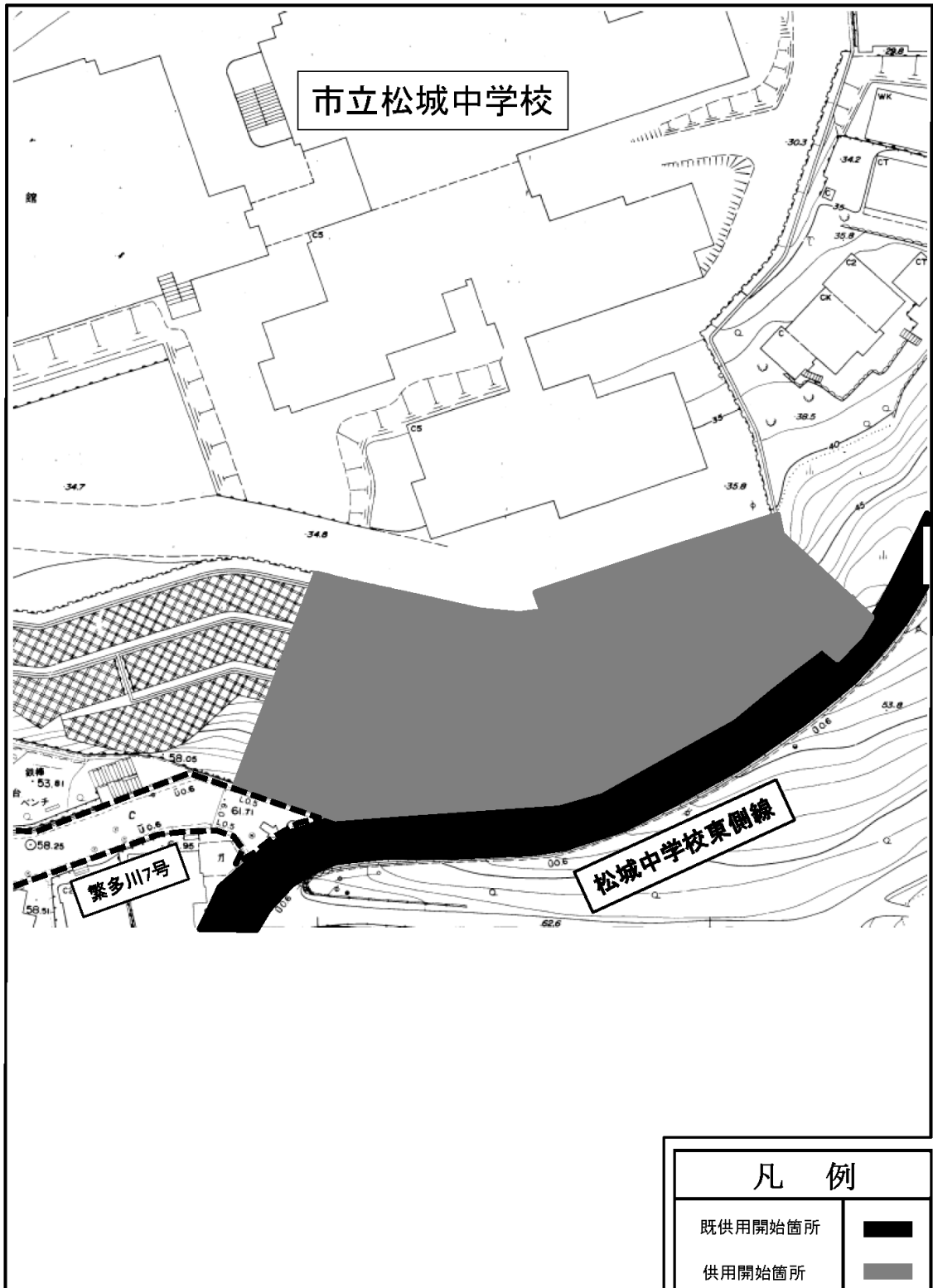
市道路線の供用開始位置図(参考図②-5)



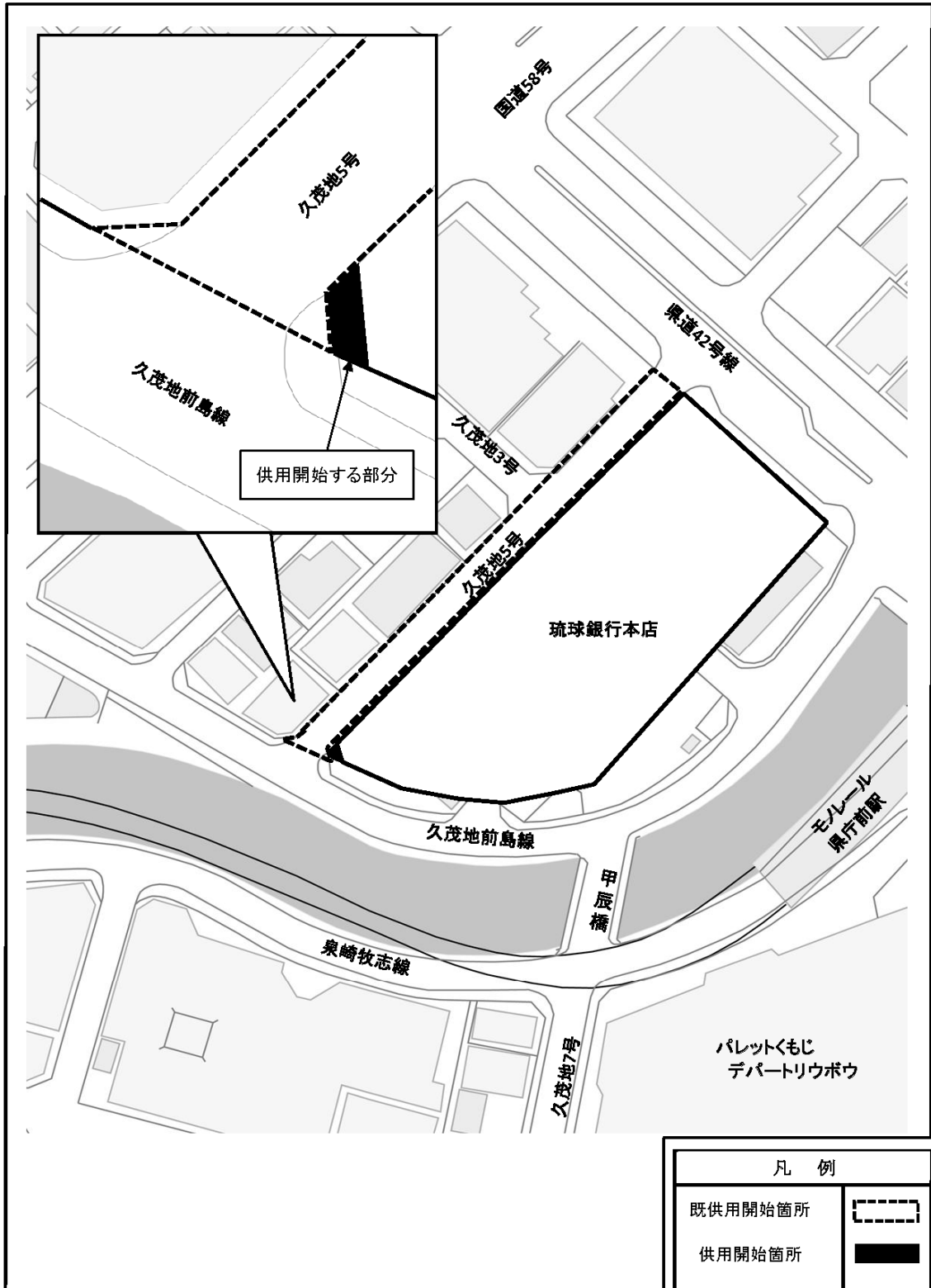
市道路線の供用開始位置図(参考図②-6)



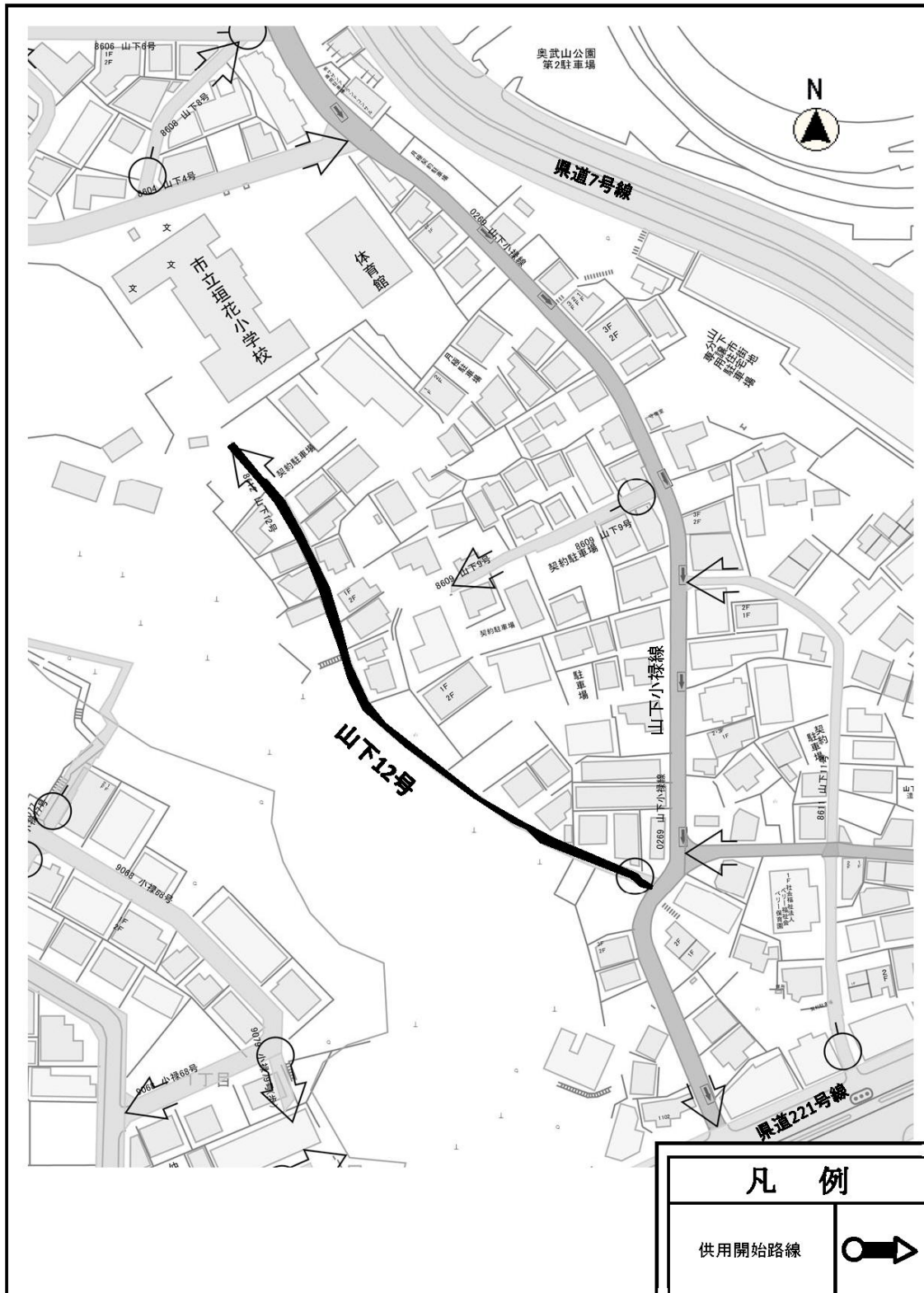
市道路線の供用開始位置図(参考図②-7)



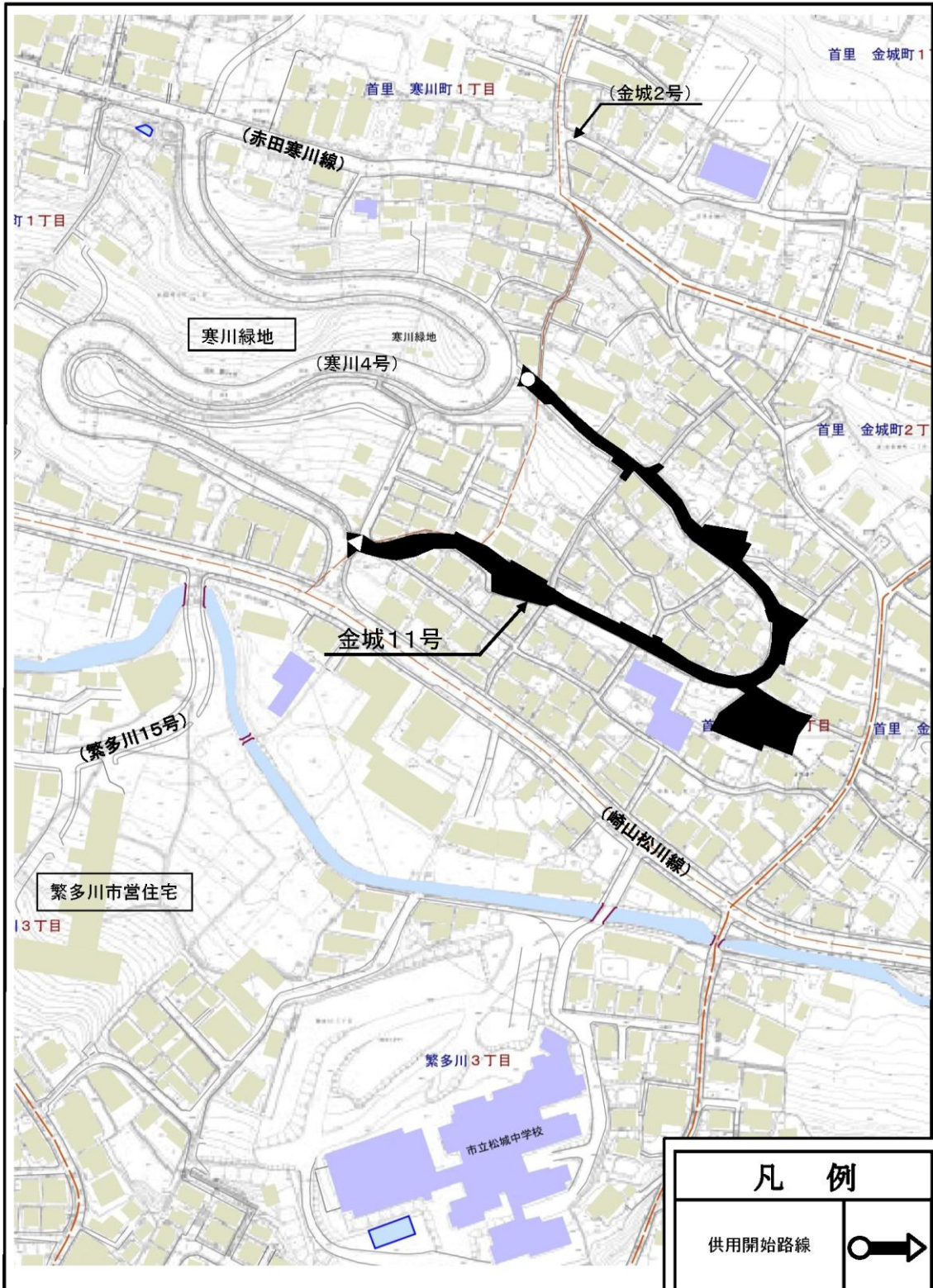
市道路線の供用開始位置図(参考図③)



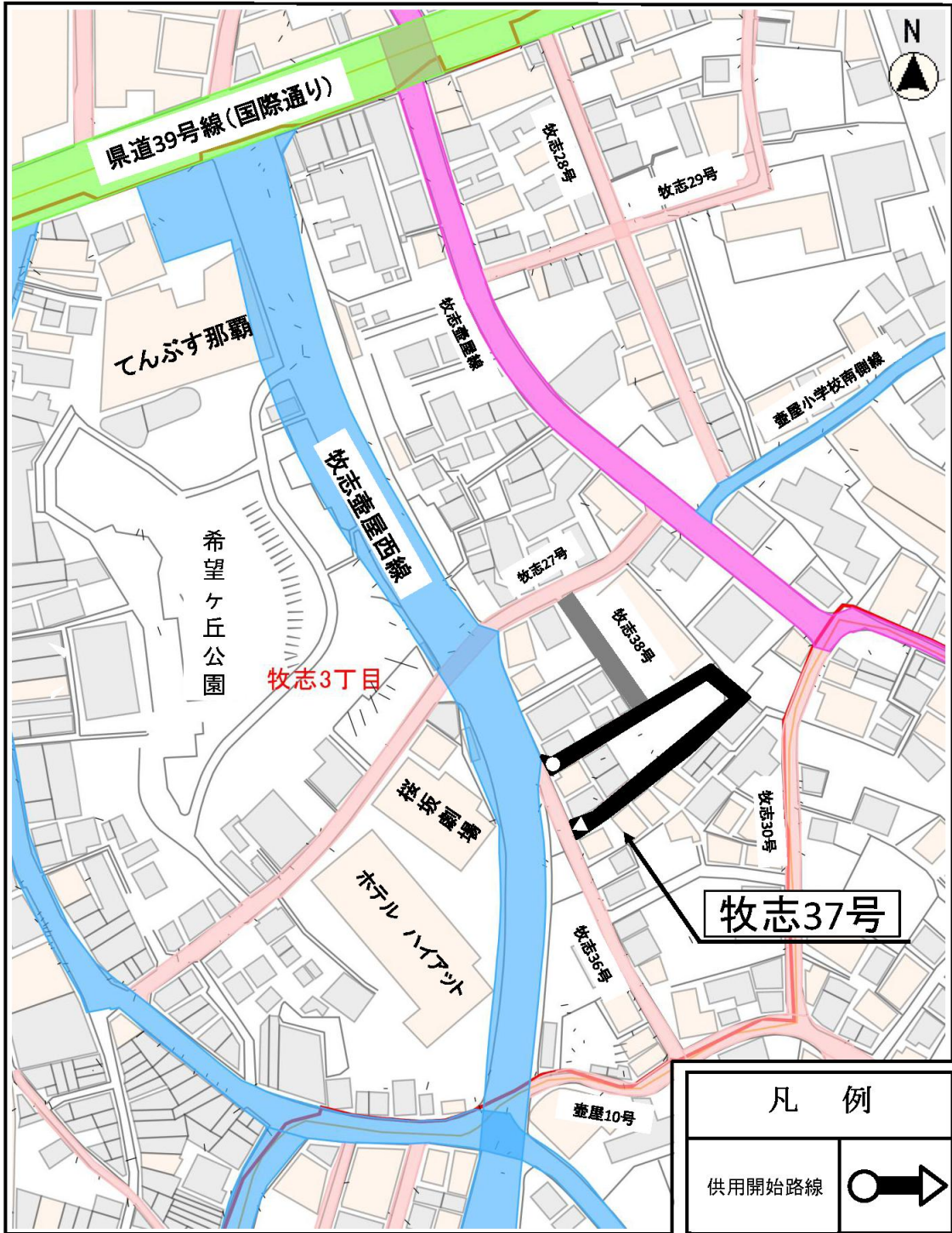
市道路線の供用開始位置図(参考図④)



市道路線の供用開始位置図(参考図⑤)



市道路線の供用開始位置図(参考図⑥)



那 覇 市 告 示 第 1 号
令 和 8 年 4 月 1 日

那覇市保健所手数料収納業務、総合案内業務及び食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について

標記の件について、地方自治法第243条の2第2項により告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 委託事務の名称 那覇市保健所手数料収納業務、総合案内業務及び食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約
- 2 受託者の住所 浦添市安波茶3丁目5番2号
安波茶交差点ビル103号室
- 3 受託者の名称 一般社団法人 沖縄県食品衛生協会
会長 佐久本 武
- 4 指 定 日 令和8年3月17日
- 5 委 託 期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

那 覇 市 告 示 第 2 号
令 和 8 年 4 月 1 日

那覇市保育所保育料等の収入事務委託について

標記の件について、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 委託事務の名称
那覇市保育料等収納事務委託
- 2 受託者名称及び所在地
沖縄県那覇市西 1 丁目 19 番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 大神田 睦
- 3 指定日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

那 覇 市 告 示 第 4 号
令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年(2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市一般会計補正予算(第 8 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市一般会計補正予算(第 8 号)

令和 7 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 8 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 124, 809 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 193, 202, 520 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 市税		58,869,165	765,491	59,634,656
	1 市民税	22,584,223	756,370	23,340,593
	2 固定資産税	28,958,458	209,943	29,168,401
	3 軽自動車税	938,605	△16,490	922,115
	4 市たばこ税	5,262,973	△218,087	5,044,886
	5 入湯税	33,458	△3,062	30,396
	6 事業所税	1,091,448	36,817	1,128,265
2 地方譲与税		772,052	17,393	789,445
	2 特別とん譲与税	23,273	1,839	25,112
	3 航空機燃料譲与税	227,932	15,554	243,486
3 利子割交付金		15,080	42,393	57,473
	1 利子割交付金	15,080	42,393	57,473
4 配当割交付金		104,676	108,339	213,015
	1 配当割交付金	104,676	108,339	213,015
5 株式等譲渡所得割交付金		201,448	67,732	269,180

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 株式等譲渡所得割交付金	千円 201,448	千円 67,732	千円 269,180
6 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	8,778,308	431,898	9,210,206
7 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	54,855	7,544	62,399
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	365,446	3,629	369,075
10 地方交付税	1 地方交付税	9,668,693	1,747,067	11,415,760
11 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	35,000	△10,000	25,000
12 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	892,449	10,048	902,497
13 分担金及び負担金	1 分担金及び負担金	640,177	△3,682	636,495
	2 負担金	640,176	△3,682	636,494

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
14 使用料及び手数料		3,661,113	△27,485	3,633,628
	1 使用料	2,943,649	△19,067	2,924,582
15 国庫支出金	2 手数料	717,464	△8,418	709,046
	1 国庫負担金	59,909,603	△2,350,995	57,558,608
	2 国庫補助金	45,045,319	△437,808	44,607,511
16 県支出金	3 委託金	14,764,732	△1,911,597	12,853,135
	1 県負担金	99,552	△1,590	97,962
	2 県補助金	21,256,998	△588,186	20,668,812
17 財産収入	3 委託金	10,517,739	△47,979	10,469,760
	2 財産運用収入	9,786,518	△525,749	9,260,769
	1 財産売却収入	952,741	△14,458	938,283
18 寄附金	1 財産運用収入	1,355,429	△8,521	1,346,908
	2 財産売却収入	648,126	179,910	828,036
		707,303	△188,431	518,872
		1,541,952	△265,815	1,276,137

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄附金	1,541,952	△265,815	1,276,137
19 繰入金		9,152,895	△4,098,750	5,054,145
	1 特別会計繰入金	165,848	10,401	176,249
	2 基金繰入金	8,987,047	△4,109,151	4,877,896
20 繰越金		3,986,424	1,977,179	5,963,603
	1 繰越金	3,986,424	1,977,179	5,963,603
21 諸収入		2,511,563	509,212	3,020,775
	1 延滞金加算金及び過料	33,494	1,250	34,744
	2 市預金利子	8,128	12,997	21,125
	3 貸付金元利収入	318,790	703	319,493
	4 受託事業収入	138,683	△43,158	95,525
	5 雑入	2,012,468	537,420	2,549,888
22 市債		11,419,600	△459,300	10,960,300
	1 市債	11,419,600	△459,300	10,960,300
歳 入	合 計	195,327,329	△2,124,809	193,202,520

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 議会費		782,202	△22,860	759,342
2 総務費	1 議会費	782,202	△22,860	759,342
		18,770,077	△802,653	17,967,424
	1 総務管理費	15,548,558	△637,290	14,911,268
	2 徴税費	1,354,986	△23,534	1,331,452
	3 戸籍住民基本台帳費	985,297	△25,493	959,804
	4 選挙費	522,931	△100,598	422,333
	5 統計調査費	242,275	498	242,773
	6 監査委員費	116,030	△16,236	99,794
3 民生費		104,483,850	743,507	105,227,357
	1 社会福祉費	37,892,135	1,317,103	39,209,238
	2 児童福祉費	39,998,155	△1,522,826	38,475,329
	3 生活保護費	26,593,559	949,230	27,542,789
4 衛生費		15,961,365	△207,474	15,753,891
	1 保健衛生費	11,804,575	△138,569	11,666,006

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 清掃費	千円 4,156,790	千円 △68,905	千円 4,087,885
5 労働費		37,852	△5,100	32,752
	1 労働諸費	37,852	△5,100	32,752
6 農林水産業費		736,709	△40,914	695,795
	1 農業費	78,206	△30,835	47,371
	2 林業費	43,732	207	43,939
	3 水産業費	614,771	△10,286	604,485
7 商工費		2,504,543	△51,552	2,452,991
	1 商工費	2,504,543	△51,552	2,452,991
8 土木費		16,564,963	△1,174,128	15,390,835
	1 土木管理費	953,642	△54,972	898,670
	2 道路橋りょう費	1,849,985	△358,457	1,491,528
	3 港湾費	680,710	△61	680,649
	4 都市計画費	7,830,784	△190,946	7,639,838
	5 住宅費	5,249,842	△569,692	4,680,150

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消防費		千円 4,311,256	千円 △886	千円 4,310,370
	1 消防費	4,311,256	△886	4,310,370
10 教育費		19,320,921	△1,297,586	18,023,335
	1 教育総務費	4,548,247	△510,238	4,038,009
	2 小学校費	4,160,970	△213,282	3,947,688
	3 中学校費	3,285,967	△257,234	3,028,733
	4 社会教育費	3,270,290	△159,570	3,110,720
12 公債費	5 保健体育費	4,055,447	△157,262	3,898,185
	1 公債費	11,078,371	734,837	11,813,208
歳	出 計	195,327,329	△2,124,809	193,202,520

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加		単位：千円	
款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費		963,322
		社会保障・税に関する番号制度対応事業 コミュニティ供用施設整備事業（防衛交付金） なは市民協働プラザ施設管理運営費 （仮称）国宝等収蔵・展示施設整備事業 パレット市民劇場施設機能強化事業	961,408 1,804 10,000 5,225 554,500 389,879
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費		1,914
		一般事務費	1,914
	1 社会福祉費		835,961
			782,402
		那覇市総合福祉センター泡消火設備更新工事	41,162
		食料品等支援事業（物価高対応）	736,210
		老人福祉センター等改修事業	3,221
	2 児童福祉費	安謝福祉複合施設修繕事業	1,809
			53,559
		こどもの権利に関する市民の意識醸成及び調査業務	6,303
子育て応援手当（物価高対応）		44,685	
	児童館管理運営事業	258	
	児童館等改修事業	2,278	

款	項	事 業 名	金 額
4 衛生費		放課後児童健全育成事業 (事務費)	35
	1 保健衛生費		324,467
6 農林水産業費			324,467
		那覇市保健所長寿命化計画策定事業	5,467
		水道事業会計負担金 (物価高対応)	319,000
7 商工費	3 水産業費		71,500
		泊漁港等整備基本計画策定事業	71,500
			71,500
	1 商工費		1,156,338
8 土木費	1 土木管理費		1,156,338
		那覇市プレミアム付商品券事業 (物価高対応)	1,072,917
		那覇三大祭り支援事業	7,931
		奥武山地域スポーツ観光交流拠点整備事業	75,490
			5,658,750
		新真和志複合施設建設事業	79,946
		狭あい道路整備事業	77,625
		崖地防災対策事業	321
			2,000
	2 道路橋りょう費		208,683
		道路維持事業	4,200
		路面修繕事業 (単独)	19,500
		路面修繕事業	42,779

款	項	事 業 名	金 額
		道路新設改良事業 (防衛交付金)	21,481
		道路新設改良事業 (単独)	2,600
		歴史散歩道整備事業	22,183
		交通安全施設整備事業 (特交金)	20,000
		通学路交通安全対策事業	75,940
	4 都市計画費		2,965,085
		景観形成推進事業	17,633
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	2,504,669
		LRT導入推進検討事業	90,770
		沖縄都市モノレール(株)貸付金	119,000
		立地適正化計画改定事業	13,499
		街路整備事業 (単独)	5,300
		モノレール等インフラ修繕事業	87,626
		亜熱帯庭園都市の道路美化事業	10,500
		公園整備事業 (沖縄振興公共投資交付金)	77,367
		公園整備事業 (社会資本整備総合交付金)	38,721
	5 住宅費		2,405,036
		市営住宅維持管理費	57,766
		空家等対策推進事業	800
		市営住宅等管理運営事業	550
		市営住宅アースベスト撤去事業	9,716
		地域居住機能再生推進事業	2,334,271

款	項	事業名	金額	
9 消防費		市営住宅施策検討調査事業	1,933	
	1 消防費		9,446	
		消防車両維持管理事業	9,446	
10 教育費		消防局庁舎照明器具LED化事業	7,004	
			2,442	
			1,566,454	
	1 教育総務費			2,019
		学校パソコン保守管理事業		743
			学校ICT環境整備事業 (GIGA)	1,276
	2 小学校費			916,210
			施設維持管理費 (小学校)	10,608
			小学校施設老朽化抑制事業 (塩害防止・長寿命化)	94,456
			小学校消防用設備等重点整備事業	8,294
		小学校環境整備事業 (屋内運動場照明整備)	10,030	
		小学校擁壁改修事業	14,509	
		小学校空調設備改修整備事業	189,488	
		識名小学校法面対策事業	168,780	
	小学校給水設備改修整備事業	19,907		
	小学校バリアフリー化等施設整備事業	246,288		
	小学校屋外環境整備事業	11,528		
	石嶺小学校屋内運動場建設事業	52,490		
	城西小学校長寿命化改良 (予防改修) 事業	56,223		

款	項	事 業 名	金 額
		松川小学校長寿命化改良(予防改修)事業	1,613
		真嘉比小学校長寿命化改良(予防改修)事業	3,375
		城北小学校長寿命化改良事業	28,621
3	中学校費		614,973
		施設維持管理費(中学校)	5,324
		中学校消防用設備等重点整備事業	8,294
		中学校環境整備事業(屋内運動場照明整備)	3,742
		中学校施設ブロック塀対策事業	94,126
		中学校給水設備改修整備事業	14,348
		中学校バリアフリー化等施設整備事業	145,140
		中学校擁壁改修事業	11,220
		松島中学校長寿命化改良事業	332,278
		石嶺中学校長寿命化改良(予防改修)事業	501
4	社会教育費		7,854
		小禄道路敷設に伴う埋蔵文化財発掘調査	3,630
		識名園保存整備事業	4,224
5	保健体育費		25,398
		那覇市民体育館安全監視カメラ取替事業	6,844
		真和志学校給食センター改築事業	18,554
合	計		10,586,238

単位：千円

2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費		416,676		1,216,391
			263,345		360,237
		道路維持管理事業	56,345	道路維持管理事業	123,479
		橋りょう長寿命化修繕事業	131,000	橋りょう長寿命化修繕事業	152,340
10 教育費	4 都市計画費	道路新設改良事業(社会資本交付金)	75,000	道路新設改良事業(社会資本交付金)	81,000
		交通安全施設整備事業(特交付金)	1,000	交通安全施設整備事業(特交付金)	3,418
			153,331		856,154
		街路整備事業(公共投資交付金)	83,800	街路整備事業(公共投資交付金)	706,697
		公園施設新設改良整備事業(防衛交付金)	69,531	公園施設新設改良整備事業(防衛交付金)	149,457
			38,265		58,879
2 小学校費			38,265		58,879
		小学校施設ブロック塀対策事業	38,265	小学校施設ブロック塀対策事業	58,879
合 計			454,941		1,275,270

第 3 表 債務負担行為補正

単位：千円

追 加	事 項	期 間	限 度 額
1	「広報なは市民の友」等制作業務委託（秘書広報課）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	51,529
	庁内統合型地理情報システム再構築・運用事業（延長）（情報政策課）	令和 7 年度から 令和 1 2 年度まで	23,366
	「広報なは市民の友」（折り込み紙）製作業務委託（ハイサイイ市民課）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	4,454
	「広報なは市民の友」（折り込み紙）制作業務委託（環境政策課）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,628
	「広報なは市民の友」（折り込み紙）制作業務委託（福祉政策課）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,208
	（重層）地域包括支援センター業務委託包括支援事業（令和 5 年度～令和 9 年度）（ちゃやーがんじゅう課）	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	1,122,038
	（重層）認知症地域支援推進員設置事業（うち、R7 年度～R9 年度生活支援・介護予防体制整備事業分）（令和 5 年度～令和 9 年度）（ちゃやーがんじゅう課）	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	46,458
	（重層）地域包括支援センター業務委託一般介護予防事業（うち、R7 年度～R9 年度地域介護予防活動支援事業分）（令和 5 年度～令和 9 年度）（ちゃやーがんじゅう課）	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	2,124

事 項	期 間	限 度 額
(重層) 地域包括支援センター支援システム等導入事業 (令和5年度～令和9年度) (ちやーがんじゅう課)	令和7年度から 令和9年度まで	58,843
「広報なは市民の友」(折り込み紙) 制作業務委託 (保護管理課)	令和7年度から 令和8年度まで	2,243
公立こども園照明LED化事業 (増額分) (こども政策課)	令和7年度から 令和17年度まで	6,184
こどもまんなか児童福祉週間におけるこいのぼり掲揚式等業務委託 (こども教育保育課)	令和7年度から 令和8年度まで	605
AEDリモート監視システム利用契約 (こども教育保育課)	令和8年度から 令和10年度まで	AEDリモート監視システム利用に係る経費のうち、前金払により支払う金額を差し引いた額
有料公園施設使用料コンビニ納付事業 (令和3年度設定追加分) (公園管理課)	令和8年度	2,200
小学校照明LED化事業 (増額分) (施設課)	令和7年度から 令和17年度まで	95,866
中学校照明LED化事業 (増額分) (施設課)	令和7年度から 令和17年度まで	64,761
給食施設照明LED化事業 (増額分) (学校給食課)	令和7年度から 令和17年度まで	10,336

事 項	期 間	限 度 額
「広報なは市民の友」(折り込み紙) 制作業務委託 (議会事務局 調査法制課)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	19,691

2 廃 止

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
基幹系システム運用事業 (滞納管理区分) (情報政策課)	令和 8 年度から 令和 1 1 年度まで	55,205

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起債の目的	補正前				補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率
	単位：千円						
1 公立文化施設整備事業	330,600	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	262,300	補正前に同じ	同じ
2 庁舎建設事業	314,300				303,600		
4 社会福祉施設整備事業	93,700				32,900		
6 一般廃棄物処理事業	34,500				36,300		
8 道路整備事業	215,600				141,800		
11 都市公園整備事業	252,500				266,600		
12 市営住宅建設事業	713,000				756,900		
13 消防施設整備事業	451,600				427,400		
14 教育施設整備事業	2,760,000				2,478,700		

那 覇 市 告 示 第 5 号

令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年(2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算(第 1 号)

令和 7 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43,605 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 835,207 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		千円 791,602	千円 43,605	千円 835,207
	1 貸付金元利収入	791,602	43,605	835,207
歳 入	合 計	791,602	43,605	835,207

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 791,602	千円 43,605	千円 835,207
	1 公債費	791,602	43,605	835,207
歳 出	合 計	791,602	43,605	835,207

那 覇 市 告 示 第 6 号
令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 (2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 8 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 8 年度那覇市一般会計予算

令和 8 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 185, 220, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、27, 000, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 61,507,943
	1 市民税	24,407,528
	2 固定資産税	29,856,265
	3 軽自動車税	934,984
	4 市たばこ税	5,145,783
	5 入湯税	30,396
2 地方譲与税	6 事業所税	1,132,987
		781,256
	1 自動車重量譲与税	376,751
	2 特別とん譲与税	25,112
	3 航空機燃料譲与税	243,486
	4 地方揮発油譲与税	94,032
3 利子割交付金	5 森林環境譲与税	41,875
	1 利子割交付金	61,801
		61,801

款	項	額
4 配当割交付金		千円 185,724
	1 配当割交付金	185,724
5 株式等譲渡所得割交付金		266,839
	1 株式等譲渡所得割交付金	266,839
6 地方消費税交付金		9,200,436
	1 地方消費税交付金	9,200,436
7 環境性能割交付金		7,966
	1 環境性能割交付金	7,966
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		369,075
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	369,075
9 地方特例交付金		149,354
	1 地方特例交付金	149,353
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1
10 地方交付税		9,884,695
	1 地方交付税	9,884,695

款	項	金 額
11 交通安全対策特別交付金		千円 30,000
	1 交通安全対策特別交付金	30,000
12 法人事業税交付金		928,430
	1 法人事業税交付金	928,430
13 分担金及び負担金		578,314
	1 分担金	1
	2 負担金	578,313
14 使用料及び手数料		3,697,295
	1 使用料	2,969,557
	2 手数料	727,738
15 国庫支出金		53,914,609
	1 国庫負担金	45,930,699
	2 国庫補助金	7,862,382
	3 委託金	121,528
16 県支出金		21,515,016

款	項	金 額
	1 県負担金	10,981,761 千円
	2 県補助金	9,838,328
	3 委託金	694,927
17 財産収入	1 財産運用収入	1,684,148
	2 財産売却収入	786,509
		897,639
18 寄附金	1 寄附金	1,524,331
		1,524,331
19 繰入金	1 特別会計繰入金	7,757,309
	2 基金繰入金	115,189
		7,642,120
20 繰越金	1 繰越金	500,000
		500,000
21 諸収入	1 延滞金加算金及び過料	2,531,759
		34,590

款	項	金 額
	2 市預金利子	千円 17,087
	3 貸付金元利収入	320,410
	4 受託事業収入	146,323
	5 雑入	2,013,349
22 市債		8,143,700
	1 市債	8,143,700
歳 入	合 計	185,220,000

歳 出

款	項	金額
1 議会費		千円 783,178
	1 議会費	783,178
2 総務費		15,962,479
	1 総務管理費	12,962,987
	2 徴税費	1,385,329
	3 戸籍住民基本台帳費	1,078,592
	4 選挙費	359,948
	5 統計調査費	65,626
3 民生費	6 監査委員費	110,097
		102,277,434
	1 社会福祉費	37,695,645
	2 児童福祉費	37,673,180
	3 生活保護費	26,908,608
4 衛生費	4 災害救助費	1
		13,719,521

款	項	額
	1 保健衛生費	9,488,566 千円
	2 清掃費	4,230,955
5 労働費	1 労働諸費	40,655
		40,655
6 農林水産業費		1,056,763
	1 農業費	79,319
	2 林業費	42,653
	3 水産業費	934,791
7 商工費		2,464,872
	1 商工費	2,464,872
8 土木費		15,851,869
	1 土木管理費	1,148,917
	2 道路橋りょう費	1,947,677
	3 港湾費	722,387
	4 都市計画費	6,251,956

款	項	額
	5 住宅費	5,780,932 千円
9 消防費	1 消防費	4,135,521
10 教育費	1 教育総務費	17,680,282
	2 小学校費	3,247,007
	3 中学校費	3,898,701
	4 社会教育費	3,928,355
	5 保健体育費	2,437,637
11 災害復旧費	5 保健体育費	4,168,582
	4	4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		10,676,081
	1 公債費	10,676,081

款	項	額
13 諸支出金		千円 471,341
	1 公営企業貸付金	1
14 予備費	2 市たばこ税県交付金	471,340
	1 予備費	100,000
歳	出	100,000
	合	100,000
	計	185,220,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
市制施行記念事業（市政功労章等の購入）（秘書広報課）	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1, 137
通信費削減支援業務委託（管財課）	令和 9 年度から 令和 1 2 年度まで	8, 784
基幹系システムガバメントクラウド運用管理補助業務委託 （住記等）（情報政策課）	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	42, 188
基幹系システムガバメントクラウド運用管理補助業務委託 （国保等）（情報政策課）	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	24, 684
基幹系システムガバメントクラウド運用管理補助業務委託 （福祉等）（情報政策課）	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	29, 172
公共施設予約等システム運用事業（延長）（情報政策課）	令和 8 年度から 令和 1 3 年度まで	25, 410
新二要素認証システム（情報政策課）	令和 9 年度から 令和 1 3 年度まで	12, 356
証明書コンビニ交付システム（延長）（情報政策課）	令和 9 年度	2, 079
自治体中間サーバー接続端末・管理端末等機器運用保守契約 （延長）（情報政策課）	令和 9 年度	182
基幹系システム運用事業（介護訪問区分）端末 2 台追加（情 報政策課）	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	83

事 項	期 間	限 度 額
基幹システム運用事業 (福祉・こども・生活保護区分) (標準準拠) (情報政策課)	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	299, 948
基幹システム運用事業 (住記・税・公営住宅区分) (標準準拠) (情報政策課)	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	796, 759
市県民税申告会場使用料 (市民税課)	令和 9 年度から 令和 1 0 年度まで	13, 073
当初課税業務委託 (市民税課)	令和 9 年度	6, 006
証明書等自動交付サービス契約 (コンビニ交付) (ハイサイ 市民課)	令和 9 年度から 令和 1 2 年度まで	証明書 1 通当たりの委託手数料 (消費税及び 地方消費税を含む) に発行件数を乗じて得た 金額
字幕表示システム導入事業 (ハイサイ市民課)	令和 9 年度から 令和 1 0 年度まで	1, 188
ガバメントクラウド版異動受付支援システム導入事業 (ハイ サイ市民課)	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	39, 165
AEDリモート監視システム利用契約 (なはーと) (文化振興 課)	令和 8 年度から 令和 1 1 年度まで	AEDリモート監視システム利用に係る経費の うち、前金払により支払う金額を差し引いた 額
(仮称) 国宝等収蔵・展示施設整備事業 (文化財課)	令和 9 年度	676, 298
AEDリモート監視システム利用契約 (壺屋焼物博物館) (文 化財課)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	AEDリモート監視システム利用に係る経費の うち、前金払により支払う金額を差し引いた 額
令和 8 年度那覇空港南側船揚場整備工事 (商工農水課)	令和 9 年度	809, 753

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度那覇空港南側船揚場整備工事現場技術業務委託 (商工農水課)	令和9年度	32,262
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償 (商工農水課)	令和9年度から 令和19年度まで	保証融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から、株式会社日本政策金融公庫等が補填する額を差し引いた額
奥武山地域スポーツ観光交流拠点整備事業 (観光課)	令和9年度	2,444,628
家庭ごみ有料化事業 指定ごみ袋 (環境政策課)	令和9年度	32,281
家庭ごみ有料化事業 業務委託料 (環境政策課)	令和8年度から 令和10年度まで	209,222
塵芥収集車両購入事業 (クリーン推進課)	令和8年度から 令和9年度まで	27,534
福祉バス運行事業「首里・真和志コース」(ちゃやーがんじゅう課)	令和9年度から 令和12年度まで	70,297
福祉バス運行事業「本庁・小禄コース」(ちゃやーがんじゅう課)	令和9年度から 令和12年度まで	72,377
安謝老人憩の家管理運営委託料 (ちゃやーがんじゅう課)	令和8年度から 令和13年度まで	55,715
那覇市立病院建替え事業 (保健総務課)	令和9年度	2,378,000
城北こども園長寿命化改良工事 (こども政策課)	令和8年度から 令和9年度まで	167,956
那覇市立こども園等通信ネットワーク再構築及び維持管理業務委託事業 (こども政策課)	令和9年度から 令和13年度まで	20,359

事 項	期 間	限 度 額
那覇市立こども園等保育業務支援システム再構築業務委託事業 (こども政策課)	令和 8 年度から 令和 1 3 年度まで	21, 384
安謝児童館管理運営委託料 (こども教育保育課)	令和 8 年度から 令和 1 3 年度まで	83, 370
若狭児童館管理運営委託料 (こども教育保育課)	令和 8 年度から 令和 1 3 年度まで	80, 505
久場川児童館管理運営委託料 (こども教育保育課)	令和 8 年度から 令和 1 3 年度まで	90, 695
緑ヶ丘公園集会所管理運営委託料 (こども教育保育課)	令和 8 年度から 令和 1 3 年度まで	82, 740
那覇市松山公園文化交流施設管理運営事業 (公園管理課)	令和 8 年度から 令和 1 3 年度まで	151, 085
公共施設予約システムメンテナンスカード認証導入事業 (公園管理課)	令和 8 年度から 令和 1 3 年度まで	990
新真和志複合施設建設事業 (建設経費物価上昇分) (建築工事課)	令和 9 年度	248, 010
宇栄原市営住宅第 7 期建替事業 (実施設計) (市営住宅課)	令和 9 年度	79, 341
真地市営住宅第 2 期建替事業 (市営住宅課)	令和 9 年度から 令和 1 0 年度まで	2, 027, 688
宇栄原市営住宅第 6 期建替事業 (付帯工事) (市営住宅課)	令和 9 年度	41, 793
令和 9 年度開始 指定管理者への委託料 (基本協定) (市営住宅課)	令和 8 年度から 令和 1 3 年度まで	409, 750

事 項	期 間	限 度 額
石嶺市営住宅第7-1期建替事業(設備)(市営住宅課)	令和9年度から 令和10年度まで	793,669
那覇軍港跡地利用計画事業(技術総務課)	令和9年度	18,238
デジタル化推進事業(消防局総務課)	令和9年度から 令和10年度まで	4,513
那覇市コンビニAEDステーション設置事業(救急課)	令和9年度から 令和16年度まで	52,392
那覇市給付型奨学金事業(令和8年度採用者) (生涯学習課)	令和9年度から 令和14年度まで	32,737
那覇市営奥武山体育施設管理運営事業(那覇市営奥武山多目的屋内運動場等)(市民スポーツ課)	令和8年度から 令和10年度まで	67,430
城北小学校仮設校舎貸借(施設課)	令和8年度から 令和10年度まで	259,600
教育用ネットワーク環境整備業務委託(学務課)	令和9年度から 令和13年度まで	506,095
学校給食調理業務委託事業(金城小学校)(学校給食課)	令和9年度から 令和13年度まで	160,688
学校給食調理業務委託事業(神原学校給食センター) (学校給食課)	令和9年度から 令和13年度まで	152,460
真和志学校給食センター改築事業(擁壁)(学校給食課)	令和9年度	77,559
学校給食搬送業務委託事業(学校給食センター)	令和8年度から 令和13年度まで	861,046

第3表 地方債

単位:千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公立文化施設整備事業	40,800	証券借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
2 庁舎建設事業	740,900			
3 庁舎整備事業	158,000			
4 社会福祉施設整備事業	81,400			
5 病院事業貸付金	2,667,100			
6 一般廃棄物処理事業	89,800			
7 農林水産事業	307,200			
8 道路整備事業	200,800			
9 交通事業	37,800			
10 都市計画事業	413,700			
11 都市公園整備事業	292,500			
12 市営住宅建設事業	624,500			
13 消防施設整備事業	201,100			
14 教育施設整備事業	2,288,100			
計	8,143,700			

那 覇 市 告 示 第 7 号
令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 (2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 8 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 8 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算

令和 8 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,458,304 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 諸収入		千円 1,458,304
	1 貸付金元利収入	1,458,304
歳 入	合 計	1,458,304

歳 出

款	項	額
1 公債費		千円 1,458,304
	1 公債費	1,458,304
歳 出 計	合 計	1,458,304

那 覇 市 告 示 第 8 号

令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年(2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 8 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 8 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)

令和 8 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,182 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 185,221,182 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 7,757,309	千円 1,182	千円 7,758,491
	2 基金繰入金	7,642,120	1,182	7,643,302
歳 入	合 計	185,220,000	1,182	185,221,182

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		千円 1,056,763	千円 1,182	千円 1,057,945
	1 農業費	79,319	1,182	80,501
歳 出	合 計	185,220,000	1,182	185,221,182

那 覇 市 告 示 第 9 号

令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 (2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 7 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 334,554 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,567,887 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 介護保険料		6,384,744	△422,253	5,962,491
2 使用料及び手数料	1 介護保険料	6,384,744	△422,253	5,962,491
	1 手数料	2,104	601	2,705
3 国庫支出金				
	1 国庫負担金	7,579,867	△152,392	7,427,475
4 支払基金交付金	1 国庫補助金	5,363,144	△67,041	5,296,103
	2 国庫補助金	2,216,723	△85,351	2,131,372
5 県支出金				
	1 支払基金交付金	8,039,500	△101,940	7,937,560
6 財産収入				
	1 県負担金	4,210,360	△60,816	4,149,544
	3 県補助金	3,923,591	△55,445	3,868,146
7 繰入金				
	1 財産運用収入	286,768	△5,371	281,397
		4,884	10,597	15,481
		4,884	10,597	15,481
		5,738,816	357,522	6,096,338

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 他会計繰入金	5,247,130	△58,087	5,189,043
	2 基金繰入金	491,686	415,609	907,295
9 諸収入		43,838	34,127	77,965
	1 延滞金、加算金及び過料	1,383	127	1,510
	2 雑入	42,455	34,000	76,455
歳 入	合 計	32,902,441	△334,554	32,567,887

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総務費		789,259	△5,526	783,733
	1 総務管理費	410,423	△6,605	403,818
	2 徴収費	48,570	△352	48,218
	3 介護認定審査会費	330,266	1,431	331,697
2 保険給付費		28,614,116	△376,540	28,237,576
	1 介護サービス等諸費	27,940,690	△301,005	27,639,685
	2 介護予防サービス等諸費	637,671	△64,286	573,385
	3 その他諸費	35,755	△11,249	24,506
4 基金積立金		903,204	10,570	913,774
	1 基金積立金	903,204	10,570	913,774
5 地域支援事業費		2,085,897	3,287	2,089,184
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,047,234	△466	1,046,768
	2 一般介護予防事業費	149,783	△205	149,578
	3 包括的支援事業・任意事業費	884,403	3,958	888,361
	4 その他諸費	4,477	0	4,477

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		千円 506,737	千円 33,655	千円 540,392
	1 償還金及び還付加算金	345,201	33,655	378,856
歳	出 合 計	32,902,441	△334,554	32,567,887

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

単位：千円

追 加	事 項	期 間	限 度 額
	「広報なは市民の友」(折り込み紙)制作業務委託(ちやーがんじゅう課)	令和7年度から 令和8年度まで	2,255

那 覇 市 告 示 第 1 0 号
令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 (2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 8 年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 8 年度那覇市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,735,459 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期限及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	額
1 介護保険料		千円 6,862,163
	1 介護保険料	6,862,163
2 使用料及び手数料		2,426
	1 手数料	2,426
3 国庫支出金		7,694,496
	1 国庫負担金	5,662,868
4 支払基金交付金	2 国庫補助金	2,031,628
	1 支払基金交付金	8,473,818
5 県支出金		8,473,818
	1 県負担金	4,524,061
	2 財政安定化基金支出金	4,144,588
6 財産収入	3 県補助金	1
	1 財産運用収入	379,472
		7,983
		7,983

款	項	額	金 額
7 繰入金			千円 5,167,907
	1 他会計繰入金		5,167,906
8 繰越金	2 基金繰入金		1
			1
	1 繰越金		1
9 諸収入			2,602
	1 延滞金、加算金及び過料		1,345
	2 雑入		1,257
10 市債			1
	1 市債		1
11 サービス収入			1
	1 予防給付費収入		1
歳	入	合 計	32,735,459

歳 出

款	項	額
1 総務費		千円 1,000,545
	1 総務管理費	617,215
	2 徴収費	53,034
2 保険給付費	3 介護認定審査会費	330,296
		30,176,788
	1 介護サービス等諸費	29,508,890
3 財政安定化基金拠出金	2 介護予防サービス等諸費	629,582
	3 その他諸費	38,316
		1
4 基金積立金	1 財政安定化基金拠出金	1
		7,968
5 地域支援事業費	1 基金積立金	7,968
		1,417,707
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,044,939
	2 一般介護予防事業費	143,257

款	項	額
	3 包括的支援事業・任意事業費	千円 225,140
	4 その他諸費	4,371
6 諸支出金		129,223
	1 償還金及び還付加算金	16,051
	2 繰出金	113,172
7 公債費		3,227
	1 公債費	3,227
歳	出	合計
		32,735,459

第 2 表 債 務 負 担 行 為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
還付通知書印刷加工 (名寄) 業務委託 (ちやーがんじゆう課)	令和 9 年度	403

那 覇 市 告 示 第 11 号
令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年(2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 7 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 93,546 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,920,906 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 5,260,918	千円 251,098	千円 5,512,016
	1 国民健康保険税	5,260,918	251,098	5,512,016
3 国庫支出金			231	233
	1 国庫補助金	2	231	233
4 県支出金		26,794,220	2,294	26,796,514
	1 県負担金	26,794,219	2,294	26,796,513
5 財産収入			187	189
	1 財産運用収入	2	187	189
6 繰入金		4,549,429	916,578	5,466,007
	1 他会計繰入金	4,549,428	881,586	5,431,014
8 諸収入	2 基金繰入金	1	34,992	34,993
		1,180,363	△1,076,842	103,521
	2 預金利子	1	19	20
	3 雑入	1,154,178	△1,076,861	77,317
歳 入	合 計	37,827,360	93,546	37,920,906

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 793,118	千円 △12,229	千円 780,889
	1 総務管理費	581,590	△11,573	570,017
	4 収納率向上特別対策事業費	51,416	344	51,760
	5 医療費適正化特別対策事業費	53,626	△1,000	52,626
		25,995,715	△200	25,995,515
2 保険給付費		21,955,236	△200	21,955,036
3 国民健康保険事業費納付金		10,179,772	0	10,179,772
	1 医療給付費分	7,247,605	0	7,247,605
	2 後期高齢者支援金等分	2,178,487	0	2,178,487
6 保健事業費	3 介護納付金分	753,680	0	753,680
		274,258	△8,687	265,571
7 基金積立金	1 特定健康診査等事業費	199,048	△6,548	192,500
	2 保健事業費	75,210	△2,139	73,071
	1 基金積立金	34,900	93	34,993
		34,900	93	34,993

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金		千円 51,114	千円 114,569	千円 165,683
	1 償還金及び還付加算金	50,756	114,569	165,325
歳 出	合 計	37,827,360	93,546	37,920,906

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

単位：千円

1 追 加	事 項	期 間	限 度 額
	「広報なは市民の友」(折り込み紙)制作業務委託(健康増進課)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,218
	「広報なは市民の友」(折り込み紙・こくほニュース)制作業務委託(国民健康保険課)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,206

単位：千円

2 廃 止	事 項	期 間	限 度 額
	納税催告センター運営事業(国民健康保険課)	令和 7 年度から 令和 1 1 年度まで	39,831

那 覇 市 告 示 第 1 2 号
令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年(2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

令和 7 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 127,629 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,328,482 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の廃止は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 4,329,007	千円 114,363	千円 4,443,370
	1 後期高齢者医療保険料	4,329,007	114,363	4,443,370
3 繰入金		816,413	8,051	824,464
5 諸収入	1 一般会計繰入金	816,413	8,051	824,464
	4 雑入	10,764	5,215	15,979
歳 入	合 計	5,200,853	127,629	5,328,482

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 61,818	千円 0	千円 61,818
	1 総務管理費	39,434	0	39,434
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,128,916	127,629	5,256,545
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,128,916	127,629	5,256,545
歳 出	合 計	5,200,853	127,629	5,328,482

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

単 位 : 千 円

廃 止	事 項	期 間	限 度	額
	国保税納税通知書等データ印字等業務委託 (国民健康保険課)	令和 8 年度から 令和 1 0 年度まで		3, 226

那覇市告示第 13 号
令和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年（2026 年）2 月那覇市議会定例会で議決された令和 8 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 8 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36,841,702 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- （2） 国民健康保険事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 5,254,535
	1 国民健康保険税	5,254,535
2 使用料及び手数料		6,005
	1 手数料	6,005
3 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
4 県支出金		26,126,484
	1 県負担金	26,126,483
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
6 繰入金		4,436,297
	1 他会計繰入金	4,436,296
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1

款	項	額
	1 繰越金	千円 1
8 諸収入		1, 018, 375
	1 延滞金加算金及び過料	23, 712
	2 預金利子	1
	3 雑入	994, 662
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳	入	計
	合	計
		36, 841, 702

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 777,329
	1 総務管理費	655,658
	2 徴税費	121,117
	3 運営協議会費	554
2 保険給付費		25,319,911
	1 療養諸費	21,254,610
	2 高額療養費	3,899,135
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	155,066
	5 葬祭諸費	11,000
3 国民健康保険事業費納付金		9,923,208
	1 医療給付費分	6,714,944
	2 後期高齢者支援金等分	2,290,403
	3 介護納付金分	734,677
	4 子ども子育て支援納付金分	183,184

款	項	金 額
4 財政安定化基金拠出金		千円 1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		284, 925
	1 特定健康診査等事業費	215, 370
	2 保健事業費	69, 555
6 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
7 公債費		1
	1 財政安定化基金償還金	1
8 諸支出金		50, 738
	1 償還金及び選付加算金	50, 736
	2 繰出金	2
9 予備費		485, 588
	1 予備費	485, 588
歳	出 合 計	36, 841, 702

第 2 表 債 務 負 担 行 為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
国保税ミニガイド製費 (国民健康保険課)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1,910

那 覇 市 告 示 第 1 4 号
令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 (2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 8 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,639,488 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 表 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 4,687,864
	1 後期高齢者医療保険料	4,687,864
2 使用料及び手数料		888
	1 手数料	888
3 繰入金		940,072
	1 一般会計繰入金	940,072
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		10,663
	1 延滞金、加算金及び過料	429
	2 償還金及び還付加算金	10,100
	3 預金利子	1
	4 雑入	133
	歳 入 合 計	5,639,488

歳 出

款	項	額
1 総務費		千円 60,824
	1 総務管理費	38,145
	2 徴収費	22,679
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,568,563
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,568,563
3 諸支出金		10,101
	1 償還金及び選付加算金	10,100
	2 繰出金	1
	歳 出 合 計	5,639,488

第 2 表 債 務 負 担 行 為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料納付通知書データ印字業務委託 (国民健康保険課)	令和 9 年度から 令和 1 0 年度まで	489

那 覇 市 告 示 第 1 5 号

令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 (2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は、次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 7 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,241 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,362 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 財産収入		15	34	49
	1 真嘉比古島第二財産運用収入	2	3	5
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	13	31	44
4 繰越金		3	5,754	5,757
	1 総務管理繰越金	1	213	214
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1	31	32
	3 真嘉比古島第二繰越金	1	5,510	5,511
6 清算徴収金		3,055	4,453	7,508
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	980	4,453	5,433
歳 入 合 計		6,121	10,241	16,362

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理 総務費		千円 4,154	千円 10,207	千円 14,361
	1 総務管理費	4,154	10,207	14,361
3 基金積立金		47	34	81
	1 真嘉比古島第一地区 基金積立金	13	31	44
	2 真嘉比古島第二基金 積立金	34	3	37
歳 出 合 計		6,121	10,241	16,362

那 覇 市 告 示 第 1 6 号

令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 (2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第 2 号)の要領は、次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 7 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 7 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,294 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 327,235 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 303,940	千円 23,100	千円 327,040
	1 一般会計繰入金	303,940	23,100	327,040
2 繰越金		1	194	195
	1 繰越金	1	194	195
歳 入 合 計		303,941	23,294	327,235

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市再開発事業費		千円 670	千円 194	千円 864
	1 都市再開発事業費	670	194	864
2 公債費		千円 303,271	千円 23,100	千円 326,371
	1 公債費	303,271	23,100	326,371
歳 出 合 計		303,941	23,294	327,235

那 覇 市 告 示 第 1 7 号

令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 (2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 8 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 8 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

令和 8 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,077 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 真嘉比古島第二地区手数料	1
2 財産収入		29
	1 真嘉比古島第二財産運用収入	3
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	26
3 繰入金		3,035
	1 総務管理繰入金	1,115
	2 真嘉比古島第二繰入金	1,920
4 繰越金		3
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1
	3 真嘉比古島第二繰越金	1
5 諸収入		2

	1 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	2 真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1
6 清算徴収金		2,006
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	774
	2 真嘉比古島第二地区清算徴収金	1,232
歳 入 合 計		5,077

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 3,128
	1 総務管理費	3,128
2 基金積立金		29
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	26
	2 真嘉比古島第二地区基金積立金	3
3 公債費		1,920
	1 公債費	1,920
歳 出 合 計		5,077

那 覇 市 告 示 第 1 8 号

令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 (2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 8 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 8 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

令和 8 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 260,267 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 260,266
	1 一般会計繰入金	260,266
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		260,267

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 723
	1 都市再開発事業費	723
2 公債費		259,544
	1 公債費	259,544
歳 出 合 計		260,267

那 覇 市 告 示 第 1 9 号

令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 (2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市水道事業会計補正予算(第 4 号)の要領は次のとおりである。

那 覇 市 長 知 念 覚

令 和 7 年 度 那 覇 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度那覇市水道事業会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 7 年度那覇市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2) 年間総配水量「38,000,000 m³」を「37,894,000 m³」に、(3) 一日平均配水量「104,110 m³」を「103,819 m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	水道事業収益	8,897,495 千円	△18,378 千円	8,879,117 千円
第 1 項	営業収益	7,979,580 千円	△54,818 千円	7,924,762 千円
第 2 項	営業外収益	917,914 千円	36,422 千円	954,336 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	18 千円	19 千円
		支 出		
第 1 款	水道事業費用	8,608,393 千円	△193,896 千円	8,414,497 千円
第 1 項	営業費用	8,497,526 千円	△191,329 千円	8,306,197 千円
第 2 項	営業外費用	89,467 千円	△2,567 千円	86,900 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,213,600 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 91,920 千円、減債積立金 125,002 千円、建設改良積立金 851,934 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,144,744 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,260,004 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 83,644 千円、減債積立金 125,002 千円、建設改良積立金 754,804 千円及び過年度分損益勘定留保資金 296,554 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	780,703 千円	872,699 千円	1,653,402 千円
第 2 項	他会計負担金	41,860 千円	△1,591 千円	40,269 千円
第 3 項	他会計貸付金償還金	564,984 千円	874,290 千円	1,439,274 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	2,994,303 千円	△80,897 千円	2,913,406 千円
第 1 項	建設改良費	1,154,573 千円	△106,997 千円	1,047,576 千円
第 3 項	投資	1,700,000 千円	26,100 千円	1,726,100 千円

(債務負担行為)

第 5 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
長田 2 丁目地内土地賃貸借契約に伴う賃借料 (平成 25 年度設定 再追加分)	令和 7 年度から令和 14 年度まで	483 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,002,531 千円	△50,494 千円	952,037 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 7 条 予算第 9 条中「94,943 千円」を「59,260 千円」に改める。

那 覇 市 告 示 第 2 0 号
令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 (2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市下水道事業会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那 覇 市 長 知 念 覚

令和 7 年度那覇市下水道事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度那覇市下水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 7 年度那覇市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2)年間総排水量「34,787,700 m³」を「35,291,300 m³」に、(3)一日平均排水量「95,309 m³」を「96,688 m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	5,774,392 千円	81,774 千円	5,856,166 千円
第 1 項 営業収益	4,596,141 千円	80,068 千円	4,676,209 千円
第 2 項 営業外収益	1,178,250 千円	△1,670 千円	1,176,580 千円
第 3 項 特別利益	1 千円	3,376 千円	3,377 千円
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	5,593,704 千円	△76,122 千円	5,517,582 千円
第 1 項 営業費用	5,360,531 千円	△114,484 千円	5,246,047 千円
第 2 項 営業外費用	211,870 千円	38,362 千円	250,232 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,738,948 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 61,505 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,677,443 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,711,485 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 32,987 千円、減債積立金 291,297 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,387,201 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	1,414,694 千円	△341,265 千円	1,073,429 千円
第 1 項	企業債	598,900 千円	△187,600 千円	411,300 千円
第 2 項	補助金	478,339 千円	△159,237 千円	319,102 千円
第 3 項	他会計負担金	335,227 千円	△3,063 千円	332,164 千円
第 4 項	その他資本的 収入	2,228 千円	8,635 千円	10,863 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	3,153,642 千円	△368,728 千円	2,784,914 千円
第 1 項	建設改良費	1,585,133 千円	△367,258 千円	1,217,875 千円
第 3 項	投資	703,000 千円	△1,470 千円	701,530 千円

(企業債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	224,000 千円	△125,700 千円	98,300 千円
流域下水道事業	374,900 千円	△61,900 千円	313,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	641,105 千円	△124,038 千円	517,067 千円

那 覇 市 告 示 第 21 号

令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 (2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 8 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那 覇 市 長 知 念 覚

令 和 8 年 度 那 覇 市 水 道 事 業 会 計 予 算

(総則)

第 1 条 令 和 8 年 度 水 道 事 業 会 計 の 予 算 は、 次 に 定 め る と ころ に よ る。

(業務の予定量)

第 2 条 業 務 の 予 定 量 は、 次 の と お り と す る。

(1) 給水戸数	171, 800 戸
(2) 年間総配水量	38, 300, 000 m ³
(3) 一日平均配水量	104, 932 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設整備事業	1, 996, 372 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収 益 的 収 入 及 び 支 出 の 予 定 額 は、 次 の と お り と 定 め る。

収 入

第 1 款 水道事業収益	9, 732, 039 千円
第 1 項 営業収益	8, 668, 121 千円
第 2 項 営業外収益	1, 063, 917 千円
第 3 項 特別利益	1 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	9, 230, 800 千円
第 1 項 営業費用	9, 204, 448 千円
第 2 項 営業外費用	4, 952 千円
第 3 項 特別損失	1, 400 千円
第 4 項 予備費	20, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,751,204 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 189,612 千円、減債積立金 107,520 千円、建設改良積立金 1,914,903 千円及び過年度分損益勘定留保資金 539,169 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	798,336 千円
第 1 項 補助金	110,000 千円
第 2 項 他会計負担金	19,038 千円
第 3 項 他会計貸付金償還金	666,832 千円
第 4 項 その他資本的収入	2,466 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	3,549,540 千円
第 1 項 建設改良費	2,231,019 千円
第 2 項 企業債償還金	107,520 千円
第 3 項 投資	1,200,001 千円
第 4 項 その他資本的支出	6,000 千円
第 5 項 予備費	5,000 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	豊見城ポンプ場設備更新工事	702,600 千円	令和 8 年度	421,560 千円
				令和 9 年度	281,040 千円

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等コンビニ収納代行業務委託	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	1 件当たりの単価に 件数を乗じて得た金 額、合計額に係る消 費税及び地方消費税 相当額を加算して得 た金額
那覇市上下水道局お客様センター業務委託	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	1,882,545 千円
水道管緊急修繕工事及び保安業務委託	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	1,204,000 千円
水道修繕跡アスファルト舗装復旧工事	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	41,300 千円
上水道施設維持管理等業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	71,548 千円

事 項	期 間	限 度 額
自家用電気工作物保安管理業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1, 392 千円
消防設備保守点検業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	373 千円
定期水質検査業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	27, 378 千円
マッピングシステム保守及びデータ更新 支援業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	7, 006 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1, 047, 423 千円

(2) 交際費 56 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、124, 731 千円と定める。

那 覇 市 告 示 第 22 号

令 和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 (2026 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 8 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 8 年度那覇市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 使用戸数	164, 400 戸
(2) 年間総排水量	35, 290, 800 m ³
(3) 一日平均排水量	96, 687 m ³
(4) 主要な建設改良事業 公共下水道整備事業	1, 022, 220 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	5, 969, 786 千円
第 1 項 営業収益	4, 737, 035 千円
第 2 項 営業外収益	1, 232, 750 千円
第 3 項 特別利益	1 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	5, 767, 426 千円
第 1 項 営業費用	5, 556, 530 千円
第 2 項 営業外費用	189, 494 千円
第 3 項 特別損失	1, 402 千円
第 4 項 予備費	20, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,934,961 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 79,898 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,855,063 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	1,433,608 千円
第 1 項 企業債	695,400 千円
第 2 項 補助金	532,840 千円
第 3 項 他会計負担金	200,277 千円
第 4 項 その他資本的収入	5,091 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	3,368,569 千円
第 1 項 建設改良費	1,803,254 千円
第 2 項 企業債償還金	858,114 千円
第 3 項 投資	702,200 千円
第 4 項 その他資本的支出	1 千円
第 5 項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
令和 9 年度公共下水道維持管理業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	162,261 千円
令和 9 年度下水道（情報管理・固定資産台帳）システム保守管理業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	6,461 千円
令和 9 年度公共下水道台帳作成業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	5,868 千円
令和 9 年度人孔蓋・柵蓋緊急修繕工事	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	61,647 千円
令和 9 年度ポンプ場電気保安管理業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1,077 千円
令和 9 年度ポンプ場保守点検業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	47,786 千円
令和 9 年度排水路維持管理業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	51,125 千円
令和 9 年度首里石嶺町調整池巡回警備業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	4,488 千円
再生水緊急修繕工事	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	9,900 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 211,800	証書借入 又は証券 発行	年 5 % 以内 (ただし、利率 見直し方式での 借り入れを行っ た場合につい て、利率の見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	償還期間は、据置期間 を含め 40 年以内とす る。 償還方法は、元利均 等、元金均等等による。 ただし、財政の都合に より、据置期間中であ っても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は 借り換えることができる。
流域下水道事業	483,600			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

662,360 千円

那 覇 市 告 示 第 2 3 号
令 和 8 年 4 月 1 日

令 和 8 年 度 那 覇 市 一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画 に つ い て

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年度那覇市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）第18条第2項の規定により告示する。

那 覇 市 長 知 念 覚

令和 8 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画

はじめに

1 計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条に基づき、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年那覇市条例第 15 号。以下「条例」という。）及び「那覇市一般廃棄物処理基本計画」の方針に従って一般廃棄物の処理を実施するにあたり、ごみの発生・排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、及びし尿・浄化槽汚泥・ビルピット汚泥（し尿を含むものに限る）の処理に関する本年度の計画を定めるものである。

2 対象区域

本計画の対象区域は、那覇市内全域とする。（米軍基地を除く。）

3 計画の範囲

本計画において、本市が処理する一般廃棄物は、市内で発生するごみ及びし尿・浄化槽汚泥・ビルピット汚泥（し尿を含むものに限る）とする。また、ごみは、一般家庭の日常生活等から発生する「生活系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

4 計画期間

令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで

5 処理計画

区分	処理量	搬入施設
燃やすごみ	82,398 t	那覇・南風原クリーンセンター
燃やさないごみ (有害・危険ごみを含む)	1,922 t	那覇・南風原クリーンセンター
粗大ごみ	1,627 t	那覇・南風原クリーンセンター
資源化物	10,560 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設
適正処理困難物	173 t	エコマール那覇リサイクル棟・プラザ棟
拠点回収	6 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設
使用済小型電子機器	22 t	リネットジャパンリサイクル(株)
し尿・浄化槽汚泥・ビルピット汚泥（し尿を含むものに限る）	4,438 kl	那覇市し尿等下水道放流施設

1 章 ごみ処理

1 ごみの発生・排出抑制、及び減量化・資源化計画

(1) 基本方針（4 R の推進）

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である 4 R（Refuse（リフューズ）：不要なものは断る、Reduce（リデュース）：減量する、Reuse（リユース）：再使用する、Recycle（リサイクル）：再生利用する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の促進のため次の取り組みを行う。

① 広報・啓発

マイバックの利用促進や、プラスチック容器包装の店頭回収の利用促進等、ごみの発生抑制及び減量化が促進されるよう広報・啓発を行い、市民のごみ問題への意識の高揚及び 4 R の周知を図る。

② 環境教育（買い物ゲーム）

市内の小学校 4 年生を対象として、学校の授業でごみ減量体験型学習プログラムを実施することにより、ごみの減量化及び資源化に対する意識啓発を図り 4 R を推進する。

③ 食品ロス削減に向けた広報・啓発

廃棄物の発生・排出抑制の観点から、食品ロス削減に関する広報・啓発を行い、市民及び事業者の食品ロス削減に対する意識の高揚を図る。

消費者の食品ロスの認知向上・取組促進のため、大規模事業所訪問時に食料品小売業者を対象に「てまえどり」の啓発を行う。

(2) ごみの減量化・資源化計画

① 生活系ごみ

ア ごみの分別

一般家庭のごみは、6 区分 14 種類分別【燃やすごみ、燃やさないごみ（使用済小型電子機器（以下「小型家電」という。）・その他）、粗大ごみ、資源化物（缶・ガラスびん・ペットボトル・古紙・古布・草木）、有害・危険ごみ（有害ごみ・危険ごみ・乾電池）、【スプリング入り製品】とし、分別の種類及び方法は「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。

イ 雑がみの分別と資源化の推進

資源化物である雑がみの分別・資源化を促進し、ごみ減量の推進を図る。

ウ 生ごみの発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生・排出抑制や、ごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発による減量及び資源化の推進を図る。

エ 家庭ごみ有料化制度の実施

市が収集する生活系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの処理を有料化することで、市民のごみを排出する際のコスト意識の啓発を図り、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

オ 適正処理困難一般廃棄物の処理について

条例第 20 条及び同規則第 2 条により指定した適正処理困難物は、製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理を推進する。

適正処理困難物のうち、スプリング入りマットレスやスプリング入りソファ等（以下「スプリング入り製品」という。）については、国による適正処理ルートが確立されるまでの間、市で収集及び処理を行うが、当該処理に係る費用は原則、排出者の全額負担とする。

カ 拠点回収事業

家庭から排出される資源化物のうち、無断持ち去りが発生している缶・古紙について、拠点回収する地域の団体に対し奨励金を交付することにより、資源化物の無断持ち去りを防止し、民間団体の資源化活動を促進させ、ごみの減量及び資源化の推進を図る。

キ 店頭回収の推進

食品トレー等の容器包装については、店頭回収を実施しているスーパーマーケット等の意向を確認しつつ、回収拠点を P R し、販売事業者による資源化を促進する。

ク 広報・啓発

(ア) 市で収集するごみについて

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(チラシ)を作成し、全戸配布するとともに、市外からの転入者には、より詳細な「家庭用ごみ分別の手引き」(パンフレット)も配付する。

(イ) 市で収集・処理しないごみについて

次に掲げる品目のごみとなった場合は、市での収集・処理を行わないが、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図るものとする。

a 特定家庭用機器再生商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、及びエアコン）

b パソコン

c リサイクルシステムが構築されているボタン電池、消火器、オートバイ等

(ロ) 宅配便回収について

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社（認定第 24 号）が実施する小型

家電の自宅からの宅配便回収について、制度の周知を図り、パソコンその他の小型家電の再資源化の促進を図る。

ケ 自己リフォームに伴うごみの持ち込みについて

自己リフォーム（自ら行う自宅のリフォームや修繕等であって、建築物石綿含有建材調査者による事前調査の結果、石綿が含有していないことが判明している場合に限る）により排出されるごみの持ち込みについては、原則、事前受付制とし、一般廃棄物として判断されたものについては、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

なお、廃棄物区分の判断に際しては必要に応じ排出場所等の現場調査を実施する。

コ 地域清掃について

自治会、ボランティア団体、NPO等が実施する地域清掃（道路ボランティア含む）によるごみについては、一般家庭のごみに準じた分別区分とし、収集を実施する。

サ 草木の例外処理について

台風・大雨等により資源化が困難な草木については、資源化の対象とせず、焼却処理を行う。

また、基本計画の課題にあがる「草木の処理」については、処理方法の検討のため、草木の一部を焼却処理する。

② 事業系ごみ

ア ごみの分別

事業所ごみは、法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物の範囲内において、2 区分 5 種類分別【燃やすごみ(資源化できない紙類・生ごみ（以下「食品残渣」という。）・木製品)、資源化物(古紙・草木))】とし、「事業系ごみの正しい分け方・出し方」(チラシ)において定めるものとする。ただし、従業員の生活活動に伴い排出されるプラスチック製容器包装は燃やすごみとして、缶、ガラスびん、ペットボトルは資源化物として、分別し排出することができるものとする。

イ 事業系古紙の分別と資源化の推進

事業系古紙(機密文書及び雑がみを含む)は、分別及び資源化を推進するとともに、資源化が可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

ウ 草木の分別と資源化の推進

事業活動に伴い発生する草木は、分別及び資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

エ 食品ロスの発生・排出抑制と食品残渣の減量化・資源化の推進

食品廃棄物の発生・排出抑制に係る取組みとして、市内の飲食店や宿泊施設、食品小売店等を対象とした、「那覇市おいしい食べきり協力店」登録制度を推進し、登録事業者の協力を得て食品ロス削減へ向けた啓発を実施する。

食品残渣として排出する場合は、水切りの徹底等による減量化を啓発するとともに、食品リサイクルを推進するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）の取り組み義務の対象とならない事業者に対しても、飼料化又は肥料化等の再生利用事業者の紹介を行い、資源化の促進を図る。

飲食店の食品ロスの削減及び食品ロスの削減に対する市民意識の向上を図ることを目的に、フードシェアリングサービスに関する情報発信等を行う。

オ 事業所訪問

大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書の作成指導を継続し、個別訪問による分別状況の把握及び適正処理の指導を徹底するとともに、その他の事業所についても必要に応じ訪問調査等により実態把握を行い、適正処理の指導を行うことにより事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

カ 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。

キ 資源化物処理ルート維持

再生利用が可能な食品残渣及び草木については、当該品目限定の一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という）。の維持を図り、当該許可業者の搬入施設での再生処理を行うことを推奨することにより、ごみの減量・資源化を推進する。

ク 広報・啓発

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「事業系ごみの分け方・出し方」（チラシ）及び「事業系ごみ適正処理の手引き」（パンフレット）を作成し、各事業所への配付を行う。

ケ 自己リフォームに伴うごみの持ち込みについて

自己リフォーム（事業者が自ら行う事務所等のリフォームや修繕等であって、建築物石綿含有建材調査者による事前調査の結果、石綿が含有しないことが判明している場合に限る）により排出されるごみの持ち込みについては、原則、事前受付制とし、一般廃棄物として判断されたものについて、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

なお、廃棄物区分の判断に際しては必要に応じ排出場所等の現場調査を実施する。

コ 事業所から排出される缶・ガラスびん・ペットボトルの排出区分の適正化

事業活動に伴い排出される缶類・ガラスびん・ペットボトルについては、廃棄物処理法第 2 条の規定に従い、産業廃棄物に区分し再生処理を推奨し、エコマール那覇リサイクル棟への搬入を禁止する。

2 収集・運搬計画

(1) ごみ区分ごとの収集・運搬量 (単位: トン)

① 計画収集

ア 生活系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	6,670
	委託業者		32,758
	直接持込		8,058
	許可業者		7,471
	市 民		587
燃やさないごみ (有害・危険ごみ 含む)	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	292
	委託業者		1,202
	直接持込		429
	許可業者		292
	市 民		137
粗大ごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	156
	委託業者		842
	直接持込・市民		611
資源化物	直 営	エコマール那覇リ サイクル棟及び市 長の指定する民間 資源化施設	1,682
	委託業者		7,512
	直接持込		1,152
	許可業者		944
	市 民		208
適正処理困難物 (スプリング入 り製品)	直 営	エコマール那覇リ サイクル棟・プラ ザ棟	19
	委託業者		113
	直接持込		40
	許可業者		8
	市 民		32

イ 事業系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直接持込	那覇・南風原 クリーンセンター	34,913
	許可業者		34,642
	事 業 者		271

資源化物 (古紙・草木を除く)	直接持込	エコマール那覇	214
	許可業者	リサイクル棟	214

② その他 (直接資源化等)

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
資源化物 (缶、古紙)	拠点回収	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設	6
小型家電 (パソコンを含む)	宅配便回収	リネットジャパンリサイクル(株) (小型家電リサイクル法認定事業者 認定第 24 号)	22

(2) 収集・運搬方法

①生活系ごみ

ア 生活系ごみは、直営と委託業者により市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。なお、定日収集により難しい一部の集合住宅等については、許可業者が収集する。

イ 一戸建て世帯は各家庭の門口で収集し、団地・アパート等の場合は敷地内の所定の場所で収集する。

ウ 分別されたごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源化物、有害ごみ、危険ごみ及び乾電池については、定日収集により行う。粗大ごみ及びスプリング入り製品は電話等受け付けにより収集日を指定する。

収集するごみの種類及び収集日等については、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(チラシ)において定めるものとする。

エ ごみの持ち込みとは、市民自ら車両を運転し、又は市民から委託を受けた許可業者が、ごみを中間処理施設へ搬入することをいう。

オ 引っ越し等により多量に排出された、ごみの持ち込みは、事前に那覇・南風原クリーンセンターへ電話受付するものとする。

カ 事業の用に供さない空き家及び空き地、墓地等の清掃に伴う草木は、市民がエコマール那覇リサイクル棟へ直接持ち込む、又は許可業者へ委託若しくは自己処理(各自で家庭へ持ち帰り、分別をして出す等の対応)するものとする。

キ 在宅医療系廃棄物のうち非鋭利な物については、平成 17 年 9 月 8 日付け環廃対発 050908003 号・環廃産発 050908001 号の環境省通知を踏まえ、安全に取り扱うことができ、感染の可能性が低いものについては、市が生活系ごみとして処理する。

ク 市民が排出した資源化物を無断で持ち去ることを禁止し、当該行為を行

う者に対し、行政指導及び行政処分を科すことで、適正な定日収集を推進する。

ケ 地域清掃によるごみについては、電話受け付けにより収集日を指定する。
 コ スプリング入り製品は、エコマール那覇プラザ棟において選別・一時保管を行い、スプリングを除いた選別残渣は那覇・南風原クリーンセンターへ搬入する。

②事業系ごみ

事業活動に伴って生じる事業系ごみは、法第 3 条及び条例第 3 条に基づき、事業者自ら処理するか、又は、許可業者へ委託して適正に処理しなければならない。

(3) 収集・運搬体制

①生活系ごみ

ア 定日収集

生活系ごみの定日収集は、9つの区域に分け、直営及び次の委託業者で行う。

名称	代表者名	所在地
(有)那覇クリーンサービス	大城 聡	那覇市港町 2-13-14
(有)那覇東クリーン	仲宗根 朗	那覇市首里汀良町 3-69-4
(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

イ 定日収集により難しい一部の集合住宅等の収集

定日収集により難しい一部の集合住宅等の収集については、許可業者で行う。(別紙 1 許可業者一覧を参照)

ウ アシスト収集

ごみを門口まで持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある方に対し、戸別訪問による収集を実施する。

②事業系ごみ

事業者自ら運搬するか、又は、許可業者へ委託して行う。
 (別紙 1 許可業者一覧を参照)

3 中間処理計画

(1) 基本方針

衛生的で安全・快適な生活環境を保つためには、安定的かつ安心して処理できる体制の整備が必要である。また、焼却に伴う熱エネルギーの積極的な回収利用を図るとともに、焼却残渣を資源化する。

(2) 処理方法

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池

及びスプリング入り製品の選別残渣については、那覇市と南風原町で組織する「那覇市・南風原町環境施設組合」の那覇・南風原クリーンセンターにおいて処理する。

資源化物はエコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設において処理又は直接資源化を行う。

那覇・南風原クリーンセンターにおいては、破碎選別施設で鉄・アルミの選別をして資源化を行うほか、焼却処理後に焼却灰の資源化を行い、最終処分量の減量化を図る。

(3) 処理施設

施設区分	中間処理施設 (委託含む)		備考
ごみ処理施設	施設名	那覇・南風原クリーンセンター	ごみの焼却により発電を行い、施設内の電力をまかない、余剰電力は売却する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 650	
	開設	平成 18 年 4 月	
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラー付)、破碎選別設備	
	焼却能力	450 t/日 (150 t/日×3 炉)	
	破碎選別	39 t/5H (粗大ごみ 6 t/5H、不燃ごみ 33 t/5H)	
	処理対象	燃やすごみ (スプリング入り製品の選別残渣含む)、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池	
	発電容量	8,000kw	
資源化施設	施設名	エコマール那覇リサイクル棟	古紙は、市長の指定する民間資源化施設へ直接搬入する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 655	
	開設	平成 23 年 4 月	
	主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集破袋、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機器	
	処理能力	53 t/日	
	処理対象	缶、ガラスびん、ペットボトル、古布、草木	

4 最終処分計画

那覇・南風原クリーンセンターでの中間処理において発生する処理飛灰については、海面最終処分場にて埋立て処理し、処分場内の海水は環境に負荷が少ないよう余水処理施設にて処理する。余水処理施設で処理したきれいな水は外海へ放流する。

最終処分施設

施設名	那覇エコアイランド
所在地	那覇市港町 4-3-6 の地先
敷地面積	約 2.7ha
埋立容量	約 107,000 m ³
水処理施設 処理能力	90 m ³ /日
処理方式	流入調整＋第 1 凝集沈殿処理（カルシウム凝集）＋生物処理（硝化・脱窒・再ばっ気）＋第 2 凝集沈殿処理＋高度処理（砂ろ過・活性炭吸着）＋消毒放流設備
護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

2 章 し尿、浄化槽汚泥及びビルピット汚泥（し尿を含むものに限る）処理

し尿、浄化槽汚泥、及びビルピット汚泥（し尿を含むものに限る）について、許可業者による収集・運搬体制をとり、那覇市し尿等下水道放流施設において中間処理を行う。浄化槽汚泥については、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づき市長が許可した浄化槽清掃業者による定期的な衛生管理を推進する。

1 し尿・浄化槽汚泥量

単位：k l

区分	搬入施設	搬入量
し尿	那覇市し尿等下水道放流施設	1,384
浄化槽汚泥		2,854
ビルピット汚泥（し尿を含むものに限る）		200

2 収集運搬計画

(1) 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可 番号	会社名	代表者名	住所地
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可 番号	会社名又は氏名	代表者名	住所地
2	大城 秀吉		八重瀬町字後原 1129
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

3 中間処理計画

施設名	那覇市し尿等下水道放流施設
所在地	沖縄県浦添市伊奈武瀬 1-5-11
面積	敷地面積：2,249 m ² 、建築面積：548 m ² 、延床面積 1,300 m ²
処理方式	前処理・固液分離・希釈下水道放流方式
処理能力	32k1/日（し尿・浄化槽汚泥：24k1、下水道清掃汚泥：8k1）

別紙 1 許可業者一覧 (1章ごみ処理 2収集・運搬計画 関連)

本市の一般廃棄物処理業の適切な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう、本計画の対象区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者への事業の影響を考慮した結果、本計画期間内におけるごみの処理量に対する収集・運搬体制のうち、許可業者は下表のとおりとする。

1 ごみ

許可番号に続いて付されている「●・◆・★」は、それぞれ次の許可又は取扱いが可能であることを示している。

●印は草木の許可を受けていること。

◆印は食品残渣の許可を受けていること。

★印は特定家庭用機器の取扱いが可能であること。

個人 11 業者

許可番号	氏名	所在地	許可番号	氏名	所在地
10	上原 直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	32●	伊良波 哲	宜野湾市赤道 2- 11-24
11	上原 正和	那覇市具志 3-12-3	35	伊佐 真亜	那覇市首里鳥堀町 4-130-1
17	大城 尋光	浦添市宮城 6-10-5	37	上原 民智	那覇市首里石嶺町 2-52
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚 176-4	64	福里 清	那覇市首里石嶺町 2-65
23	城間 美佐江	那覇市松島 1-9-21	65	金城 隆幸	浦添市伊祖 3-9-17
28	兼濱 康喜	那覇市字国場 254-1			

法人 37 社

許可番号	会社名	代表者名	所在地
1●	(有)宮國清掃	宮國 有子	浦添市字前田 862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺 1450
3★	(株)ゆい清掃	友利 清子	那覇市首里末吉町 3-120-30
6●	(株)クリーンアップ福	仲眞 典子	那覇市首里大名町 2-91
7	(有)司クリーンサービス	大城 司	那覇市港町 2-2-3
8●★	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良 28

9	(株)首里クリーンサービス	佐久川 政則	那覇市首里山川町 2-107
19	(同)マツバラ	松原 秀明	那覇市字松川 524-1
20	(株)栗國清掃	栗國 文武	浦添市経塚 1-14-6
21	(株)廣	根間 良明	浦添市伊祖 1-22-3
22●	(株)タマキクリーン	仲村 孝枝	南城市大里字高平 131-18
24●	(株)SUNクリーン	金城 通夫	西原町字幸地 798-7
26	(株)玉城清掃	玉城 正	南城市大里字大里 807
27	(同)花城クリーン	花城 利彦	豊見城市字長堂 192
31●★	(有)三友	金城 和良	那覇市樋川 2-16-9
33●	(有)那覇相互清掃	梅本 美秋	那覇市上間 185-6
34●★	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真 321-4
39	(株)令和環境	宮城 みゆき	南城市大里字大里 1770-1
40	(株)大輪産業	根間 大輔	那覇市古島 1-7-31
43	(株)タナハラ	棚原 敏彦	豊見城市字座安 301 番地
47	(株)沖縄ちゅらコネクト	新里 靖美	南城市大里字大里 1624
49	(株)タイハウエコクリーン	根間 正明	那覇市真嘉比 2-20-2
50	(株)共栄環境	下田 美智代	南風原町字大名 107-1
51	(株)カワカミ	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
53●	(株)吉浜クリーン開発	吉浜 克之	那覇市松川 2-11-15
54	(同)エコライフ	前門 奈美	南風原町字津嘉山 1455
55●★	(同)ちゅらエコクリーン	普天間 里恵子	南城市大里字高平 722-5
56●★	吉浜エコサービス(株)	垣花 秀樹	豊見城市与根 210-4
58	(有)那覇環境サービス	山入端 弾	糸満市西崎町 5-5-7
59●◆★	(株)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 150
60	(同)ヒロケン	上田 長廣	浦添市字大平 374
61●★	(株)やすもと	川畑 拓也	浦添市字経塚 811-51
62●★	(株)タイヤ産業	平良 夏毅	豊見城市字金良 12
63●	(株)光環境サービス	銘苅 茂光	南城市大里字古堅 1011-3
66	(有)都市清掃社	西村 清也子	八重瀬町字友寄 41-1
67◆	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田 1-15-18
68●	友平衛生社(有)	友利 久雄	豊見城市字金良 99-4

2 品目限定許可

(1) 自衛隊基地から排出される草木 1社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3

(2) 自衛隊基地及び事業者から排出される草木 5社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
109	(株)グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根 489-2
110	(株)とみしろ建材	知念 徹	豊見城市字高安 558-8
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
114	(株)美玉開発	照屋 一盛	那覇市字仲井真 356-1
115	(株)沖縄クリーン工業	前田 裕樹	那覇市久茂地 3-16-8

(3) 食品残渣 法人 6社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
121	(株)グリーンエイト	諸見里 真由	八重瀬町字具志頭 1364
122	(資)オキスイ	宮城 建太	沖縄市知花 6-23-7
126	(有)あらぐさ	前田 亘	八重瀬町字宣次 218-1
128	(有)沖縄化製工業	岸本 勇	南城市大里字大城 1927
129	(有)東産業	東恩納 幹	八重瀬町字新城 881

(4) スプリング入り製品 1社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3

公 告

那覇市公告第 876 号
令和 8 年 3 月 11 日
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路 9・7・1 号沖縄都市モノレールの事業計画認可に伴う図書の写しの送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

都市計画事業の種類：那覇広域都市計画道路事業
都市計画事業の名称：9・7・1 号沖縄都市モノレール

縦 覧 場 所：那覇市 都市みらい部 都市計画課 (那覇市役所 9F)

那覇市公告第 877 号
令和 8 年 3 月 11 日
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画都市高速鉄道 1 号沖縄都市モノレールの事業計画認可に伴う図書の写しの送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

都市計画事業の種類：那覇広域都市計画都市高速鉄道事業
都市計画事業の名称：1 号沖縄都市モノレール

縦 覧 場 所：那覇市 都市みらい部 都市計画課 (那覇市役所 9F)

那覇市公告第 889 号
令和 8 年 3 月 16 日
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画下水道
- 2 都市計画の名称
中部第一流域下水道
- 3 縦覧場所
那覇市 都市みらい部 都市計画課 (那覇市役所 9 階)

那覇市公告第 892 号
令和 8 年 3 月 16 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
令和 7 年 2 月 20 日 第 H31-協議 01-04 号
那覇市指令ま建指 第 41- H31-協議 01-04 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市久米 1 丁目 3 番 8 号 他 2 筆
(3-2 工区)
- 3 公共施設
防火水槽
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市長 知念 覚
- 5 検査済証番号
令和 8 年 3 月 16 日 那ま建指第 265 号 (工事完了)
令和 8 年 3 月 16 日 那ま建指第 266 号 (公共施設工事完了)
- 6 工事完了年月日
令和 7 年 10 月 31 日

那覇市公告第 894 号
令和 8 年 3 月 17 日
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画公園
- 2 都市計画の名称
5・5・那5号 首里城公園
- 3 縦覧場所
那覇市 都市みらい部 都市計画課 (那覇市役所 9 階)

那 覇 市 公 告 第 901 号
 令 和 8 年 3 月 18 日
 掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第 55 条第 13 項において準用する同条第 9 項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 知念 覚

記

1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
 真嘉比古島第一地区土地区画整理事業

2 施行者の名称 那覇市

3 施行地区

那 覇 市	古 島	1丁目 2丁目	全 部
	首里末吉町	4丁目	
	字 古 島	古島宝口原	の 一 部
	松 島	1丁目 2丁目	
	真 嘉 比	2丁目 3丁目	
	首里山川町	2丁目	

4 事業施行期間 昭和 50 年 6 月 5 日から
 令和 11 年 3 月 31 日まで

5 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
 那覇市まちなみ共創部 まちなみ整備課

6 事業計画の決定の年月日 昭和 50 年 6 月 5 日

7 事業計画の変更の年月日 令和 8 年 3 月 18 日

那覇市公告第 904 号
令和 8 年 3 月 19 日
掲 示 済

スマートフォン通信サービス利用契約に係る制限付一般競争入札の
実施について

地方自治法第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 スマートフォン通信サービス利用契約
（詳細は別紙「スマートフォン通信サービス利用契約」に関する仕様書のとおり）
- (2) 契約期間 契約の締結日から令和11年5月31日まで
（那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1項第1号に基づく長期継続契約）
- (3) 特記事項 入札及び契約には次の条件を付す。
 - 1) 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
 - 2) 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。

-
- (5) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (6) 那覇市内に本店、支店、又は営業所の所在がある者。
- (7) 令和 8 年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に、下記の業種で登録されている者（那覇市法制契約課に登録済み）であること。
業種：通信機械器具類又はリース業
種目：通信機械器具類又はリース業

3 入札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和 8 年 4 月 16 日（木）午後 3 時
- (2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 4 階(401会議室)
※郵送による入札は認めません。

4 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除。

5 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

6 お問い合わせ

那覇市福祉部 保護管理課 担当：長瀬、平良

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-861-5193（内線：2475） FAX 098-862-4267

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 1 号
令和 8 年 3 月 6 日
公 表 済

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局 長 上 原 立 也

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市消防署の組織に関する規程(昭和47年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 署に予防査察課を置く。</p> <p>2 署及び予防査察課に次の表に掲げる係を置く。</p> <p>[表 略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(副署長)</p> <p>第4条 署に副署長を置く。</p> <p>2 副署長は、<u>予防査察課の課長を兼務する。</u></p> <p>3 副署長は、署長を補佐し、<u>及び予防査察課の事務を掌理するとともに、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>(職務代理)</p> <p>第13条 署長に事故があるとき、又は署長が欠けたときは、副署長が署長の職務権限を代理して行う。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第14条 <u>予防査察課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>消防法令適合通知に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>着工に関すること。</u></p> <p>(5) <u>設置届出に関すること。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 署に次に掲げる係を置く。</p> <p>(1) <u>庶務係</u></p> <p>(2) <u>予防係</u></p> <p>(3) <u>警防・救助係</u></p> <p>(4) <u>救急係</u></p> <p>(5) <u>予防査察係</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(副署長)</p> <p>第4条 署に副署長を置く<u>ことができる。</u></p> <p>2 副署長は、署長を補佐し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(職務代理)</p> <p>第13条 署長に事故があるとき、又は署長が欠けたときは、副署長<u>又は警備長</u>が署長の職務権限を代理して行う。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第14条 署の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>署の予算に関すること。</u></p> <p>(4) <u>火災及び災害等の予防、広報に関すること。</u></p>

- (5) 防火対象物の査察に関すること。
- (6) 法令等に基づく火災予防関係の諸届出に関すること。
- (7) 火災の原因及び損害調査に関すること。
- (8) 水火災害等の警戒、防ぎよ及び救護に関すること。
- (9) 那覇市消防警防規程に定める、署警防計画に関すること。
- (10) 道路、下水道工事等の届出に関すること。
- (11) 消防水利の整備、調査及び維持管理に関すること。
- (12) 救助隊の業務に関すること。
- (13) 救急隊の業務に関すること。
- (14) 機械器具の管理に関すること。
- (15) 自衛消防隊に関すること。
- (16) 職員の配置に関すること。
- (17) 職員の福利厚生に関すること。
- (18) 署内の庶務に関すること。
- (19) 消防庁舎の維持管理に関すること。
- (20) 備品の取扱いに関すること。
- (21) 文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (22) 各種統計に関すること。
- (23) その他署に属すること。

2 予防査察課以外の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 署の予算に関すること。
- (2) 火災及び災害等の予防、広報に関すること。
- (3) 防火対象物の査察に関すること。
- (4) 法令等に基づく火災予防関係の諸届出に関すること。
- (5) 火災の原因及び損害調査に関すること。

<p>(6) <u>水火災害等の警戒、防ぎよ及び救護に関すること。</u></p> <p>(7) <u>那覇市消防警防規程に定める、署警防計画に関すること。</u></p> <p>(8) <u>道路、下水道工事等の届出に関すること。</u></p> <p>(9) <u>消防水利の整備、調査及び維持管理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>救助隊の業務に関すること。</u></p> <p>(11) <u>救急隊の業務に関すること。</u></p> <p>(12) <u>機械器具の管理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>自衛消防隊に関すること。</u></p> <p>(14) <u>職員の配置に関すること。</u></p> <p>(15) <u>職員の福利厚生に関すること。</u></p> <p>(16) <u>署内の庶務に関すること。</u></p> <p>(17) <u>消防庁舎の維持管理に関すること。</u></p> <p>(18) <u>備品の取扱いに関すること。</u></p> <p>(19) <u>文書の收受、発送及び保管に関すること。</u></p> <p>(22) <u>各種統計に関すること。</u></p> <p>(23) <u>その他署に属すること。</u></p>	
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。</p>	

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

名称	位置
中央消防署神原分署	[略]
中央消防署首里出張所	
中央消防署国場出張所	

[略]	
西消防署小禄南出張所	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

名称	位置
北消防署神原分署	[略]
北消防署首里出張所	
北消防署国場出張所	
[略]	
西消防署宇栄原出張所	

那覇市消防局訓令第2号
令和8年3月12日
公 表 済

那覇市消防救助隊規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局 長 上 原 立 也

那覇市消防救助隊規程等の一部を改正する訓令

(那覇市消防救助隊規程の一部改正)

第1条 那覇市消防救助隊規程(平成30年消防局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(配置) 第3条 救助隊を次に掲げるとおり配置する。 (1) [略] (2) 高度救助隊 <u>中央消防署</u>	(配置) 第3条 [略] (1) [略] (2) 高度救助隊 <u>北消防署</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市消防特殊災害対応隊規程の一部改正)

第2条 那覇市消防特殊災害対応隊規程(平成21年消防本部訓令第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(配置) 第2条 特災隊を <u>中央消防署神原分署</u> に配置する。 (教育訓練) 第7条 <u>中央消防署長</u> は、特災隊の資質の向上を図るため、特殊災害対応に関する研修及び訓練を実施しなければならない。	(配置) 第2条 特災隊を <u>北消防署神原分署</u> に配置する。 (教育訓練) 第7条 <u>北消防署長</u> は、特災隊の資質の向上を図るため、特殊災害対応に関する研修及び訓練を実施しなければならない。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市消防団活動規程の一部改正)

第3条 那覇市消防団活動規程(平28年消防局訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(津波警報等発令時の活動要領) 第18条 津波警報等発令時の活動は、基本的に当該活動規程第11条から第14条の定	(津波警報等発令時の活動要領) 第18条 [略]

<p>めによるものの他、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 津波警報等発令時については、付近住民に避難広報しながら、直ちに最寄りの海拔10メートル以上の高台、若しくは強固な建築物に避難する。ただし、可能ならば那覇市消防局の<u>中央消防署</u>、小禄出張所及び首里出張所のいずれかに参集し災害活動体制を整えるものとする。</p> <p>(2) 津波警報等の解除時には、付近の安全を確認し、市内に津波災害が発生している場合には、当該活動規程第8条の定めに基づき、原則として<u>中央消防署</u>へ参集するものとする。ただし、道路及び橋梁等の倒壊により、<u>中央消防署</u>に参集出来ない場合には、最寄りの消防署所へ参集するものとする。</p>	<p>(1) 津波警報等発令時については、付近住民に避難広報しながら、直ちに最寄りの海拔10メートル以上の高台、若しくは強固な建築物に避難する。ただし、可能ならば那覇市消防局の<u>北消防署</u>、小禄出張所及び首里出張所のいずれかに参集し災害活動体制を整えるものとする。</p> <p>(2) 津波警報等の解除時には、付近の安全を確認し、市内に津波災害が発生している場合には、当該活動規程第8条の定めに基づき、原則として<u>北消防署</u>へ参集するものとする。ただし、道路及び橋梁等の倒壊により、<u>北消防署</u>に参集出来ない場合には、最寄りの消防署所へ参集するものとする。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

那覇市消防局訓令第3号
令和8年3月12日
公 表 済

那覇市消防署勤務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局 長 上 原 立 也

那覇市消防署勤務規程の一部を改正する訓令

那覇市消防署勤務規程(昭和54年8月1日消防本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(勤務種別)</p> <p>第2条 消防署における勤務は、毎日勤務及び交替制勤務とし、その<u>割り振り</u>は別に定める。</p> <p>(勤務交替)</p> <p>第3条 交替制勤務者の勤務交替は、勤務についている者を除く全員が集合し、点呼及び<u>機械器具の点検</u>を行い、当務中の状況及び重要事項で次に当務となる<u>部</u>の勤務に影響するものは申し送らなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(出動中の交替等)</p> <p>第4条 交替の時間に非番となる<u>部</u>が火災等に出動中で帰署(所)していない場合は、当務となるべき<u>部</u>の指揮者は、所定の時間に点呼を行う。</p> <p>2 火災等が拡大し<u>作業</u>に長時間を要する場合は、現場に出向し、現場交替又はその他の方法で交替しなければならない。</p> <p>第5条 交替時間に火災等が発生し、応援要請を受ける状況下にある署所の非番となる<u>部</u>の職員は、指揮者の許可があるまでその勤務を免ぜられない。</p> <p>第6条 交替時間に火災等の現場で活動中の職員が非番となる場合であっても指揮者の許可がなければ勤務を離れてはならない。</p> <p>第7条～第10条 [略]</p> <p>(監督者の留意事項)</p> <p>第11条 監督者は、次の事項に留意しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(勤務種別)</p> <p>第2条 消防署における勤務は、毎日勤務及び交替制勤務とし、その<u>割振り</u>は別に定める。</p> <p>(勤務交替)</p> <p>第3条 交替制勤務者の勤務交替は、勤務についている者を除く全員が集合し、点呼を行い、当務中の状況及び重要事項で次に当務となる<u>警備</u>の勤務に影響するものは申し送らなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(出動中の交替等)</p> <p>第4条 交替の時間に非番となる<u>警備</u>が火災等に出動中で帰署(所)していない場合は、当務となるべき<u>警備</u>の指揮者は、所定の時間に点呼を行う。</p> <p>2 火災等が拡大し<u>活動</u>に長時間を要する場合は、現場に出向し、現場交替又はその他の方法で交替しなければならない。</p> <p>第5条 交替時間に火災等が発生し、応援要請を受ける状況下にある署所の非番となる<u>警備</u>の職員は、指揮者の許可があるまでその勤務を免ぜられない。</p> <p>第6条 交替時間に火災等の現場で活動中の職員が非番となる場合であっても、<u>指揮者の許可</u>がなければ勤務を離れてはならない。</p> <p>第7条～第10条 [略]</p> <p>(監督者の留意事項)</p> <p>第11条 [略]</p>

<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 水火災等現場<u>行動</u>の適否</p> <p>(5)～(12) [略]</p> <p>(監督者の任務)</p> <p>第12条 監督者は、それぞれの階級に応じ 随時消防署及び管轄区域を巡視監督し、 通信、受付勤務及び事務処理を迅速かつ 適確にして能率の向上に努めるものとす る。</p> <p><u>2 前項の巡視監督をしたときは、その都度 勤務日誌に押印しなければならない。</u></p> <p>(巡視記録)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(監督者会議)</p> <p>第14条 消防局長及び<u>署長</u>は、必要な階級 の監督者会議を開き職務執行その他消防 事務一般の統一改善を図るものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(勤務日誌)</p> <p>第15条 消防署に勤務日誌を備え、<u>職員</u>の 出勤状況、出勤編成及び職務執行の状況 等を記録するものとする。</p> <p>(勤務表)</p> <p><u>第16条 職員は、指定された勤務に就くと きは、勤務日誌に定める勤務表にその都度 押印しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この訓令に定めるもののほか、職 員の勤務について必要な事項は、別に定 める。</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 水火災等現場<u>活動</u>の適否</p> <p>(5)～(12) [略]</p> <p>(監督者の任務)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(巡視記録)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(監督者会議)</p> <p>第14条 消防局長及び<u>消防署長</u>は、必要な 階級の監督者会議を開き職務執行その他 消防事務一般の統一改善を図るものとす る。</p> <p>2 [略]</p> <p>(勤務日誌)</p> <p>第15条 消防署に勤務日誌を備え、<u>交替制 勤務者及び毎日勤務救急隊</u>の出勤状況、 出勤編成及び職務執行の状況等を記録す るものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この訓令に定めるもののほか、職 員の勤務について必要な事項は、別に定 める。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則(令和8年3月12日消防局訓令第3号)
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

那 覇 市 消 防 局 訓 令 第 4 号
令 和 8 年 3 月 12 日
公 表 済

大隊指揮隊の試行に伴う勤務等の特例に関する規程を廃止する訓令をここに制定する。

那 覇 市 消 防 局
局 長 上 原 立 也

大隊指揮隊の試行に伴う勤務等の特例に関する規程を廃止する訓令

大隊指揮隊の試行に伴う勤務等の特例に関する規程(平成 25 年消防本部訓令第 10 号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和 8 年 3 月 12 日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 31 号
令和 8 年 3 月 18 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市排水設備指定工事店新規指定

指定 (登録) 番号	指定工事店名	営業所所在地	代表者 指定年月日
596	サイアスホーム株式会社	沖縄市字登川 2671 番地の 1	金城 悟 令和 8 年 2 月 16 日
597	株式会社宮本工務店	宜野湾市普天間 2 丁目 1 番 20-1 号	宮本 豪 令和 8 年 3 月 2 日
598	株式会社琉泉設備	那覇市首里石嶺町四丁目 192 番地 8 3F	小橋川 学 令和 8 年 3 月 3 日

那覇市上下水道局告示第1号
令和8年4月1日

令和8年度水道メーターの賠償額について

那覇市水道給水条例第17条第3項の規定に基づき、水道メーターの賠償額について別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

令和8年度 水道メーターの賠償額

品 名	口 径mm	金 額	備 考
水道メーター	13mm	9,790円	
	20mm	17,900円	
	25mm	18,800円	
	40mm	36,500円	
たて型ウォルトマン 水道メーター	50mm	187,000円	
	75mm	227,000円	
	100mm	287,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	
たて型 電子式メーター	50mm	271,000円	
	75mm	313,000円	
	100mm	376,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	

算定根拠 令和8年度水道用資材(給水装置)統一単価表

期 間 令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 2 号

令 和 8 年 3 月 1 0 日

公 布 済

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教 育 長 宮 里 寿 子

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の一部を改正する規則

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則(平成22年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(共済掛金の額)</p> <p>第2条 教育委員会が保護者から徴収する共済掛金の額は、児童又は生徒1人につき年額270円とする。</p> <p>(共済掛金の免除)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については共済掛金を免除することができる。</p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>(共済掛金の額)</p> <p>第2条 教育委員会が保護者から徴収する共済掛金の額は、児童又は生徒1人につき年額270円<u>(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する児童又は生徒にあつては、1人につき年額10円)</u>とする。</p> <p>(共済掛金の免除)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、<u>経済的理由により共済掛金を免除することができる。</u></p> <p>(1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 1 号
令 和 8 年 3 月 4 日
公 表 済

那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 宮 里 寿 子

那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市立小学校及び中学校職員服務規程(平成3年那覇市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>(申請等の手続の特例)</u> <u>第47条 教育長は、申請等(申請、届出その他この訓令の規定に基づき教育長又は校長に対して行われる通知をいう。以下同じ。)のうち書面等(書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)により行うこととされているものを庶務管理システム(電子情報処理組織(那覇市教育委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。)により庶務の処理及び管理を行うシステムをいう。)を使用する方法により行わせることができる。</u></p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

監査委員公表

那 監 公 表 第 1 0 号

令 和 8 年 3 月 1 0 日

掲 示 済

那覇市監査委員	新 垣 淑 博
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	比 嘉 啓 登

令和 7 年度後期定期監査の結果について (公表)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項及び第 4 項に基づき実施した
令和 7 年度後期定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令 和 7 年 度
後 期 定 期 監 查 報 告 書

令 和 8 年 3 月

那 霸 市 監 查 委 員

令和 7 年度後期定期監査報告書

第 1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和 2 年那覇市監査委員告示第 1 号）

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第 3 監査の対象

1 対象範囲

令和 6 年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

2 対象部署

(1) 市民文化部

市民生活安全課、まちづくり協働推進課、ハイサイ市民課、文化振興課、文化財課

(2) 環境部

環境政策課、クリーン推進課、環境保全課、環境衛生課

(3) 会計管理者

出納室

(4) 議会事務局

庶務課、議事管理課、調査法制課

(5) 上下水道局

総務課、企画経営課、料金サービス課、水道管理課、配水課、水道工務課、下水道課

(6) 選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

(7) 監査委員

監査委員事務局

第 4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第 3 編第 3 章第 1 節の財務事務監査の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 予算の執行及び事務処理

(1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

2 収入事務

(1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

(2) 調定の時期及び手続は適正か。

(3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(4) 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。

3 支出事務

(1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

(4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

4 契約事務

- (1) 入札契約方式の選択は適正に行われているか。
- (2) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (3) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か
- (4) 工事完成の時期、物品の納入時期及びその他の契約の履行期限は守られているか。

5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

第 5 監査の主な実施内容

- 1 監査対象部署に關係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

第 6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和 7 年 10 月 16 日から令和 8 年 3 月 5 日まで
- 2 主な日程
 - (1) 実施通知日：10 月 16 日（木）
 - (2) 予備監査：12 月 15 日（月）～12 月 18 日（木）
 - (3) 監査委員監査：令和 8 年 1 月 28 日（水）、2 月 2 日（月）、3 日（火）
 - (4) 監査委員協議：2 月 13 日（金）、25 日（水）、3 月 3 日（火）
 - ① 監査の結果に関する報告協議
 - ② 那覇市監査委員監査基準第 19 条の規定による弁明等の聴取については、実施しないことを決定
：3 月 5 日（木）
 - ① 監査の結果に関する報告の決定

3 実施場所

対象部署、監査会議室（本庁舎 12 階）及び上下水道局

第 7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていたが、「1 指摘事項等」に後述するとおり、一部に是正又は改善を要する事項等があり、昨年度以前に指摘している事項についても、継続して是正又は改善を要する事項等があった。

また、「2 その他」は、全庁的な課題として検討されるよう意見をを行う。

なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の内容別件数

(単位：件)

区 分 (*注) 部局・課名	指摘事項等の件数		
	指摘事項	要望事項	合 計
市民文化部	20	1	21
市民生活安全課	—	—	—
まちづくり協働推進課	7	—	7
ハイサイ市民課	1	—	1
文化振興課	2	—	2
文化財課	10	1	11
環境部	6	—	6
環境政策課	—	—	—
クリーン推進課	1	—	1
環境保全課	3	—	3
環境衛生課	2	—	2
会計管理者	—	—	—
出納室	—	—	—
議会事務局	2	—	2
庶務課	2	—	2
議事管理課	—	—	—
調査法制課	—	—	—
上下水道局	1	—	1
総務課	1	—	1
企画経営課	—	—	—
料金サービス課	—	—	—
水道管理課	—	—	—
配水課	—	—	—
水道工務課	—	—	—
下水道課	—	—	—
選挙管理委員会	1	—	1
選挙管理委員会事務局	1	—	1
監査委員	—	—	—
監査委員事務局	—	—	—
合 計	30	1	31

(*注 1) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

(1) 指摘事項：是正又は改善を要するもの。

(2) 要望事項：指摘事項には至らないが、改善について検討が望まれるもの。

(*注 2) 内容別件数には、次の(2)共通の指摘事項等の件数を含む。

(2) 共通の指摘事項等

ア 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（指摘事項）14件

次の課の歳入事務について、那覇市会計規則第 20 条第 1 項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤りや失念等の理由により遅れて会計管理者へ通知しているものがあつた。

令和 7 年 1 月 1 日より前に適用されていた改正前の同規則第 21 条第 1 項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めていた。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【市民文化部】まちづくり協働推進課（7 件）、文化財課（7 件）

(3) 各部署の指摘事項等

【市民文化部】

○ ハイサイ市民課

ア 備品の管理について（指摘事項）

備品管理事務において、現物と備品台帳が一致していないものや、所管換えを行った備品の登録の際に台帳の記載項目である「設置場所等」が未修正のもの、また、備品シールの貼付がないものがあつた。

那覇市物品会計規則第 25 条第 2 項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品の管理に当たっては、関係規則を遵守し、適正な手続きを行われたい。

○ 文化振興課

ア 不用額の減額補正予算の未計上について（指摘事項）

会計年度任用職員基本報酬の予算残額 4,649,840 円が不用額となっている。主な要因は、那覇文化芸術劇場なは一とで雇用予定であつた 3 人の会計年度任用職員が 1 年間欠員となつていたことによるものである。

那覇市予算決算規則第 10 条は、部長は予算の議決後に生じた理由により既定の予算を変更する必要があるときは、歳出補正予算見積書を企画財務部長に提出しなければならない旨定めており、当該不用額については、少なくとも 4 月～11 月までの欠員分は、減額補正の必要があつた。

予算管理に当たっては、多額の不用額が生じることのないよう、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 備品の管理について（指摘事項）

備品管理事務において、現物と備品台帳が一致していないものがあつた。

た。

このことは、令和 5 年度後期定期監査においても注意事項として指摘している。現在、備品の確認・整理作業中とのことだが、いまだに整備されていない。

那覇市物品会計規則第 25 条第 2 項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品の管理に当たっては、関係規則を遵守し、適正な手続きを行われたい。

○ 文化財課

ア 歳入の会計年度の誤りについて（指摘事項）

令和 6 年 3 月分の壺屋焼物博物館入館料（観光券取扱分）1,960 円の歳入については、令和 5 年度分とすべきものを令和 6 年度分として収入していた。

地方自治法第 208 条は、会計年度及びその独立の原則が定められており、第 1 項で「普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。」、第 2 項で「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。」と規定されている。

また、地方自治法施行令第 154 条第 1 項は、歳入の調定について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうか調査してこれを行しなければならない旨規定されている。

歳入に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 分割して契約した随意契約について（指摘事項）

次の(ア)～(ウ)のパソコン等の賃貸借契約については、いずれも契約相手方、契約日及び契約期間が同一であるにもかかわらず、分割することによって、那覇市契約規則第 20 条第 3 号に基づき、それぞれ随意契約を締結している。

これら 3 件の契約は、同様の契約内容であることから 1 件の契約とすることが合理的であり、その場合、予定価格総額が同条号で定める随意契約によることができる場合の限度額 40 万円を超えることから、競争入札により行われるべきであった。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) パソコン等の賃貸借（水溜屋原 B 遺跡資料整理）（241,065 円）

(イ) パソコン等の賃貸借（宮城平田原古墓群・宮城平田原壕群資料整理）
（395,010 円）

(ウ) パソコン等の賃貸借（ミノシン毛古墓群、らくだ山戦争遺跡資料整理）
（395,010 円）

ウ 収入印紙の適正な額の確認について (要望事項)

玉陵管理業務委託 (契約金額 21,780,000 円) 及び識名園管理業務委託 (契約金額 32,780,000 円) については、当該委託契約書にそれぞれ 1 万円の収入印紙が貼付されていた。

印紙税法には、課税される文書に係る納付すべき印紙税の額等が規定されており、請負に関する契約書については、記載された契約金額が 1 千万円を超え 5 千万円以下のものは、2 万円の収入印紙を貼付することとなっている。

契約書の作成に当たっては、関係法令を遵守し、収入印紙の金額を確認する等、適正な事務処理に努められたい。

エ 資金前渡及び概算払いにおける精算報告書の提出遅れについて (指摘事項)

旅費の支払いのため受領した前渡金 4 件及び概算払い 2 件について、期限内に精算が行われたものの、精算報告書の会計管理者への提出が失念により遅れていた。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 2 号は、前渡金を受けた日から起算して 10 日 (本市の休日の日数は、算入しない。) 以内に精算し、精算報告書を会計管理者に提出しなければならない旨定めている。また、同規則第 62 条第 1 項は、概算払いを受けた者から精算に必要な書類を提出させ、旅費にあつては、用務を終了した日から起算して 7 日 (本市の休日の日数は、算入しない。) 以内に精算し、精算報告書等を速やかに、会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

資金前渡及び概算払いの精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【環境部】**○ クリーン推進課****ア 契約書の未作成について (指摘事項)**

資源ごみ収集車やパッカー車の修繕等について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約を締結しているが、契約書は作成されていなかった。

那覇市契約規則第 26 条において、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 環境保全課**ア 使用料の徴収について (指摘事項)**

識名霊園の敷地内に設置されている飲料用の自動販売機 1 台について、那覇市公園条例第 11 条に基づき使用料を徴収しているが、令和 6 年

4月1日の改正を見落とししたことにより、従前の規定を適用し過小徴収が行われていた。

那覇市会計規則第20条第1項は、課長は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書その他の関係書類に基づいて調査をし、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨定めている。

使用料の徴収に当たっては、根拠規定の改正等を見落としがないよう充分注意を払い、適正な事務処理を行われたい。

イ 随意契約事務の適正な処理について（指摘事項）

大気測定局テレメーターシステム保守管理業務契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結しているが、財政課長合議が行われていない。

那覇市予算決算規則別表第3（第24条関係）では、同号の随意契約の場合、財政課長に合議をしなければならない旨定めている。

随意契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

ウ 予定価格の決定漏れ等、起案文書の点検及び審査について（指摘事項）

随意契約の実施に係る起案文書において、予定価格の決定や1者見積りとする理由等が記載されていないまま決裁している起案文書が散見された。

随意契約によろうとするときは、那覇市契約規則第22条は、あらかじめ予定価格を定めなければならない旨規定している。また、同規則第23条第1項ただし書きでは、1人の者から見積書を徴することができる場合を各号で定めている。

さらに、文書の起案に際しては、那覇市文書取扱規程第23条に基づいて、課長又はグループリーダーは、事案の決定が適正に行われるよう、法令等の適合性やその他必要な事項等について、起案文書を点検及び審査しなければならない。

契約手続きに当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 環境衛生課

ア 予定価格の決定漏れについて（指摘事項）

令和6年度那覇市環境衛生課事務所機械警備業務について、予定価格が決定されていない。

那覇市契約規則第22条第1項は、「随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格調書その他の文書において予定価格を定めなければならない。」と規定している。

予定価格の決定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 1 者見積による随意契約について（指摘事項）

エコマール那覇プラザ棟（3 階・4 階）に係る清掃業務委託については、那覇市契約規則第 20 条第 6 号を適用し随意契約を締結しているが、1 人の者からしか見積書を徴取していない。

同規則第 23 条は、随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【議会事務局】**○ 庶務課****ア 業務委託契約における遡及押印について（指摘事項）**

議員履歴管理システム更新業務の契約について、当初の契約の期間内で変更契約を締結することができず、契約日を遡及し押印している。

地方自治法第 234 条第 5 項は「長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と規定しており、契約締結日までの間は、受託者に対し履行の請求ができないにもかかわらず、受託者は業務を実施している。更には、那覇市文書取扱規程第 4 条は「文書は、正確、迅速、かつ丁寧に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務が適正かつ能率的に行われるように処理し、及び管理しなければならない。」と定めていることから、遡った日付を契約締結日として押印することは、当該規程にも反し、不適正な事務処理であると言わざるを得ない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 概算払いにおける精算事務の遅れについて（指摘事項）

会派視察に伴う出張旅費のため受領した概算払い 2 件について、期限内に精算が行われず、精算遅延となっていた。

那覇市会計規則第 62 条第 1 項は、旅費にあつては、用務を終了した日から起算して 7 日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算しなければならない旨定めている。

概算払いの精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【上下水道局】**○ 総務課****ア 1 者見積による随意契約について（指摘事項）**

那覇市上下水道局庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託は、那覇市上下水道局契約事務規程第 22 条第 6 号を適用し、随意契約を締結して

いる。契約の実施に当たり、2者へ見積書を依頼したが、1者が辞退し、1者からしか見積書を徴取していない。

同規程第 25 条第 1 項は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規程を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【選挙管理委員会】

○ 選挙管理委員会事務局

ア 見積額の誤認による契約書作成の遅延について（指摘事項）

投票所警備業務委託（当日・天久小学校 期日前及び当日・真和志庁舎）の委託期間は、令和 6 年 7 月 15 日から令和 6 年 7 月 21 日までとなっていた。

徴取した当該業務委託に係る見積書の金額は、税込みで 50 万円を超えていたが、記載された 50 万円以下の税抜き金額を見積額と誤認したため、那覇市契約規則第 28 条第 1 項第 1 号の規定に該当するものとして契約書の作成を省略した。

その後、令和 6 年 8 月に見積額の誤認が判明し、契約書の作成を省略できる契約に該当しないことから委託期間経過後に契約書を作成している。

同規則第 26 条は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成することを原則としており、例外的に契約書の作成を省略できる見積額か否かは慎重に確認する必要がある。

契約に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

2 その他

(1) 監査における指摘事項等の再発防止に向けた取組について

令和 6 年度前期定期監査及び後期定期監査「2 その他 (1) 監査における指摘事項等の再発防止に向けた取組について」において意見したところであるが、複数の部局において、以前に指摘した事項について、今回も同種の指摘がなされているものがあった。

この件については、指摘された課が、それぞれ個別に監査の結果に伴う措置を講ずるに留まらず、市として、その再発防止のために、内部統制制度の基本的な枠組みを踏まえた、本市独自の那覇市行政サービス品質管理システムの活用など必要な対応を検討されたい。

(2) 特別職職員の登退庁の費用の支出について

令和 6 年度後期定期監査「2 その他 (2) 特別職の登退庁の費用の支出について」及び令和 7 年度前期定期監査「2 その他 (1) 特別職職員の登退庁の費用の支出について」において、意見したところである。しかしながら、今回の後期定期監査においても条例の定めのないまま、一

部の特別職職員の登退庁費用を支出している例が認められた。

地方自治法第 204 条第 1 項では、特別職職員等に対して「給料及び旅費を支給しなければならない。」、第 2 項では、「条例で・・・通勤手当・・・、又は退職手当等を支給することができる。」とあり、第 3 項では、「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。また、同法第 204 条の 2 では、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づくか
ずには、これを特別職職員等に支給することができない旨定められている。

特別職職員の登退庁の費用の支出については、地方自治法第 204 条及び同法第 204 条の 2 の趣旨に照らし、民主的コントロールのもとで透明性と公正性を確保するという観点から、条例の制定等を含めて検討することが望ましい。